

目次

本編

大分県の概要	1
土木建築部の組織	
土木建築部の組織	2
地方機関の概況	3
(1) 管内の概要	3
(2) 土木事務所の管轄地域と地方機関所在図	4
土木建築部の長期計画	
おおいた土木未来プラン 2015 (改訂)	5
土木建築部の行動指針	
土木未来行動指針	8
土木建築部の予算概要	
令和5年度予算 (1) 部局別一般会計予算額	9
(2) 土木建築部の一般会計予算額	9
(3) 土木建築部関係予算の事業別推移	10
令和5年度のトピックス	11
土木建築部の業務・事業の概要	
土木建築企画課、公共工事入札管理室	13
建設政策課、工事検査室	16
用地対策課	20
道路建設課、道路保全課	22
河川課	26
港湾課	30
砂防課	35
都市・まちづくり推進課	40
公園・生活排水課	45
建築住宅課、公営住宅室	49
施設整備課	53
関係機関	57
大分県地域づくり機構	57
大分県住宅供給公社	58
大分県土地開発公社	60
公益財団法人大分県建設技術センター	61

資料編

土木建築部の予算概要	
1 土木建築部関係予算の事業別推移	68
2 建設事業の負担割合に関する調	76
(1) 公共事業	76
(2) 単独事業	80
土木建築部の組織	
職員の構成	81
各課(室)の資料	
建設政策課、工事検査室	82
道路建設課、道路保全課	85
河川課	95
港湾課	97
砂防課	101
都市・まちづくり推進課	107
公園・生活排水課	117
建築住宅課、公営住宅室	121
施設整備課	127

土木建築部の業務・事業の概要

土木建築企画課、公共工事入札管理室

1. 業務の概要

土木建築企画課では、土木建築部全体の予算編成執行管理や総務系事務、組織全体に関することなど部全体を総括するほか、建設業に関する許可や、浄化槽及び解体工事業者登録申請業務、建設業支援に関する事務などを行っている。

また、公共工事入札管理室では入札参加資格の審査のほか、県が発注する公共工事の入札及び契約について、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除、ダンピング防止のための措置等を講じることにより、公共工事に対する県民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図っている。また、公共事業総合支援システムの抜本的な見直しなど土木建築部の電子化推進にも取り組んでいる。

2. 施策の概要（事務の紹介）

（1）土木建築部の予算執行及び人事に関する事務

土木建築部の予算決算事務は、土木建築企画課で統括して処理しているが、契約等の予算執行事務は各課で行っている。令和5年度予算額（7月補正後）は、967億3,862万1千円で、一般会計予算額の約13.35%を占めている。土木建築部の職員数は809名で、そのほか、業務援助職員として、建設技術センターに1名の配置を行っている。職種別内訳は、業務援助職員を除き、事務職員269名、技術職員491名、技能労務職員49名である。

（2）建設業に関する事務

ア) 建設業者の許可

建設業法の規定に基づき、建設業を営もうとする者に対し、大分県知事の許可事務を行っている。許可業者数は次のとおりである。

知事許可 4,549者（R5.3.31現在）

管内別許可業者数

豊後高田	82	国東	88	別府	538	大分	2,204
臼杵	221	佐伯	280	豊後大野	141	竹田	94
玖珠	105	日田	299	中津	293	宇佐	204

イ) 建設業者等の経営事項及び入札参加資格の審査

建設業法第27条の23により県内建設業者の経営事項に関する審査を行うとともに建設工事関係の競争入札参加資格について、業種ごとに建設業者等の格付や認定に関する事務を行っている。

ウ) 建設業者の指導・育成

各種説明会や研修会、営業所の立入調査等を通じて、建設業法等の遵守の指導を行っている。

エ) 建設機械の打刻検認事務

建設機械抵当法に基づき、建設機械の打刻又は検認を行い、抵当権の目的とすることにより建設機械に関する動産信用の増進と建設工事の機械化の促進を図っている。

オ) 建設工事統計事務

建設工事及び建設業の実態を把握するため、建設業者を対象に受注動態統計調査（毎月1回）及び施工統計調査（年1回）を実施している。統計法による指定統計である。

カ) 大分県建設工事紛争審査会

建設工事の請負契約に関する紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として建設業法に基づき設置されている。

この審査会は、9名の委員で構成している。

(3) 浄化槽工事業に関する事務

浄化槽工事業者の登録及び届出

浄化槽法の規定に基づき、浄化槽工事業を営もうとする者について、登録及び届出の受理事務を行っている。
現在の登録及び届出業者数は次のとおりである。

登録 113 者（R 5 . 3 . 31 現在）

管内別登録業者数

豊後高田	6	国東	2	別府	7	大分	29	臼杵	4
佐伯	15	豊後大野	5	竹田	2	玖珠	11	日田	10
中津	8	宇佐	12	県外	2				

届出 473 者（R 5 . 3 . 31 現在）

管内別届出業者数

豊後高田	9	国東	18	別府	42	大分	104	臼杵	26
佐伯	36	豊後大野	26	竹田	32	玖珠	14	日田	17
中津	36	宇佐	31	県外	82				

(4) 解体工事業に関する事務

解体工事業者の登録

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の規定に基づき、解体工事業を営もうとする者（建設業法の土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可を受けた者を除く。）について、登録の受理事務を行っている。現在の登録業者数は次のとおりである。

登録 163 者（R 5 . 3 . 31 現在）

管内別登録業者数

豊後高田	3	国東	5	別府	16	大分	71	臼杵	6
佐伯	4	豊後大野	7	竹田	3	玖珠	4	日田	6
中津	11	宇佐	13	県外	14				

(5) 建設産業の人材確保・育成等支援に関する事務

建設産業は、近年の建設投資の減少や受注競争の激化等に伴い、建設業者の経営体力が低下し、技能者の処遇悪化や若年者の就業の減少等厳しい状況に直面している。

このため、建設産業における若手人材の確保・育成支援をはじめ、女性活躍の推進や経営力強化を促す支援など、建設産業の活性化を図る事業に取り組んでいる。

ア) 建設産業人材確保・育成支援

- 首都圏等で働く建設労働者の UIJ ターンを促進
- 若年技術者の資格取得に要する経費を助成
- 高校生向け建設企業合同説明会の開催
- 高校生向け建設業体験学習事業（工事現場等の体験学習会）の実施
- メディア等を活用した若手求職者への建設産業の魅力発信

イ) 建設産業就労環境改善・情報発信支援

- 就労環境の改善と企業の情報発信の取組経費を助成

ウ) 建設産業女性活躍推進

- 女性活躍に関するセミナーの開催
- 建設産業で働く女性ネットワークの構築
- 女性活躍に資する ICT 機器等の導入に要する経費の助成

エ) 経営力強化支援等

- 企業合併等に要する経費の助成
- 県内建設業者の経営安定化に必要な資金の融資

(6) 入札・契約制度に関する事務

ア) 入札・契約制度の改正

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）により、入札・契約制度を適切に運用することを目的に「透明性」「公正性」「競争性」を確保するための一般競争入札の適正運用及び価格に加えて価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の充実並びに公共工事の品質確保に支障（工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ等）が生じるおそれのあるダンピング受注の排除などに取り組んでいる。

（令和4年度実績）

一般競争入札 4,000万円以上（446件）

うち総合評価落札方式（5,000万円以上）（315件）

低入札価格調査制度

対象 予定価格3億円以上または総合評価落札方式適用工事 315件 うち、調査実施件数 0件

イ) 大分県入札監視委員会

県が発注する工事における競争参加資格及び指名業者の選定理由等について、第三者機関の目でチェックすることにより、入札・契約手続における適正な執行を図るために設置されている。（委員は、5名以内をもって構成）

ウ) 大分県総合評価落札方式審査委員会

県が発注する総合評価落札方式における入札参加業者の技術提案等に対し、学識経験を有する第三者の目で審査することにより、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るために設置されている。（委員は、7名以内をもって構成）

エ) 大分県共同利用型電子入札システム

大分県下全ての市町村と共同利用を行う大分県共同利用型電子入札システムの運用・管理を行い、また、入札情報サービスでの発注見通しの公表、指名結果、入札結果、契約内容の公表を行うことにより、入札・契約における透明性の確保に取り組む。

オ) 公共事業業務システム

公共事業業務システムについて、総合的な運用・管理を行っている。

1. 業務の概要

建設政策課は、県のプロジェクトを円滑に進めるために土木建築部内外のパイプ役としての総合企画及び調整をする重要な役割のほかに、公共施設を建設する土木技術向上のための指導を行うとともに、社会資本の効率的な整備、環境との共生を図るための調整を行っている。

工事検査室では、土木建築部及び農林水産部等が発注した工事の適正な執行と公共施設の品質を確保するために工事検査を担当し、設計通りに完成しているかを厳正にチェックしている。

2. 施策の概要

(1) 管理調整班

ア) 地域強靱化計画の推進に関すること

大規模自然災害等に備えて、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興を目的とし、各部局等と連携して、強靱な地域づくりを推進する。

イ) 社会資本整備総合交付金等の取りまとめに関すること

社会資本整備総合交付金、地方創生推進交付金（道・汚水処理施設・港の整備事業）に関する取りまとめを行う。

ウ) 地域協働型土木行政推進事業（土木未来チャレンジ事業）に関すること

社会資本の整備や維持管理、防災等について、地域に直接関わっている土木事務所等の職員が、地域特性に応じた地域住民等との協働事業を企画・実行し、地域住民等との継続的な協働体制を構築していく。

※令和4年度事業一覧は「資料編」82ページに記載

(2) 企画・アセットマネジメント推進班

ア) 部の施策の総合企画と連絡調整

地域のニーズに根ざした効率的で透明性のある事業を推進するため、土木建築部の政策の企画・立案及び各課の施策の総合調整を行うとともに、他部局や関係機関との調整を行う。

- 政府予算等に関する提言の取りまとめと国に対しての提言活動
- 土木建築部長期計画（おおいた土木未来プラン）の進行管理
- 各種団体からの要望への対応
- 土木建築部の行動指針（土木未来行動指針）に基づき、県民主役の土木建築行政を推進

※土木未来行動指針については8ページに記載

イ) 公共土木施設のアセットマネジメントの推進に関すること

施設の点検を着実に進めながら、適切なタイミングで補修・補強・更新を行う総合的なマネジメントを推進する。

ウ) 津波防災地域づくりに関すること

津波災害の防止・軽減のため、市町村や防災部局等と連携してハード・ソフト両面から津波防災地域づくりを推進する。

エ) 土木建築部の危機管理体制に関すること

災害発生時における土木建築部の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、危機管理マニュアル等により、組織、職員のリスクマネジメントを推進する。

オ) 土木技術職員の研修に関すること

- 若手土木技術職員の資質と技術力の向上を目的とした各地方機関で実施する職場研修
- 土木職員の更なる技術力向上を目的とした大分県建設技術センターが実施する専門技術研修
- 高度な技術力の養成を目的とした国土交通大学校や全国建設研修センター等への派遣研修

カ) 部のDXの推進に関すること

- ・大分県DX（デジタルトランスフォーメーション）推進戦力のもち、土木建設部に関するDX施策を推進する。

(3) 建設技術情報班

ア) 発注者の技術力確保に関すること

1) 技術管理に関すること

- ・土木工事の調査・設計、施工関係の基準や要綱の改定
- ・新技術・新工法の活用促進

2) 積算基準の改定に関すること

- ・土木工事標準歩掛及び災害復旧工事の査定に関する歩掛の改訂
- ・公共事業労務費調査、資材単価調査、施工形態動向調査

イ) 事業の進行管理に関すること

- ・公共事業の執行計画と進行管理

ウ) 働き方改革の推進、生産性向上の取組に関すること

- ・週休2日工事、工事書類の簡素化、ICT活用工事、遠隔臨場、情報共有システム試行工事等

エ) 公共事業業務システムの運用改善及び保守に関すること

- ・大分県共同利用型積算システムなどの総合的な運用・管理

オ) 公共事業の価値向上（バリュー・エンジニアリング）に関すること

- ・設計V Eや契約後V Eの取組み

※令和5年度事業計画は「資料編」82ページに記載

(4) 事業・環境評価対策班

ア) 公共事業評価の推進

- ・公共事業の効率化、重点化、事業実施過程における透明性の向上を図るための公共事業評価に関する調整や指導
- ・大分県事業評価監視委員会（第三者機関）、庁内判定会議（部外機関）、検討部会（部内機関）の開催及び運営

イ) 環境影響評価等に関する調整

- ・土木建築部が実施する公共事業の環境アセスメント等に関する生活環境部との調整
- ・土壤汚染対策法、自主的環境配慮指針の部内発注機関への周知及び指導

ウ) 文化財調査に関する調整

- ・公共事業の円滑な執行と文化財の適切で調和のとれた保存のため、文化課及び埋蔵文化財センターとの調整
- ・文化財保護法の部内発注機関への周知及び指導

エ) 建設リサイクルの推進

- ・建設リサイクル法に基づく工事届出、通知業務の総括
- ・分別解体、再資源化に対する指導
- ・建設発生土の情報交換

オ) 共生のまち整備事業

- ・歩道段差解消や信号機の視覚障がい者用音響装置の設置等、県が設置管理する公共施設のバリアフリー化等を推進

※令和5年度事業計画は「資料編」82ページに記載

カ) 地域の安心基盤づくりサポート事業

- ・道路を除く県管理の公共施設において、小規模な損壊や施設機能の維持に支障等が発生した場合、住民からの要請に応じて迅速に修繕・支障の除去等を行う。

※令和5年度事業計画は「資料編」82ページに記載

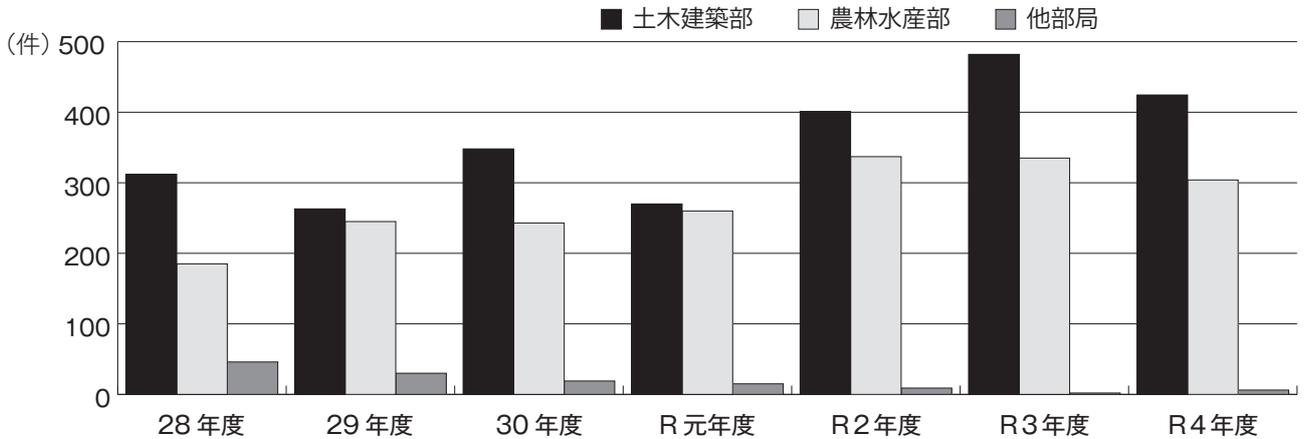
(5) 工事検査室

(工事検査第一班・工事検査第二班)

土木建築部および農林水産部等が発注した工事の適正な執行と、公共施設の安全と品質を確保し、土木技術と建築技術等の向上を図るための工事監督・検査に係る業務を行う。

- ア) 土木建築部、農林水産部等の本庁発注工事及び地方機関発注工事のうち土木建築部は設計金額 8,000 万円以上、農林水産部は設計金額 3,000 万円以上の完成検査、出来形確認、中間検査及び指定部分完成検査
- イ) 土木建築部と農林水産部における設計金額 2,000 万円以上の本庁発注委託及び地方機関発注委託の完了検査及び部分完了検査
- ウ) 工事の品質管理試験を行う試験場の指定、生コンクリートの工場検査及びコンクリート二次製品の工場検査
- エ) 工事の監督基準、検査基準及び工事成績評定等の指導
- オ) 委託業務の監督基準、検査基準及び委託業務等成績評定の指導
- カ) 工事の管理、監督、検査に関する調査、研究及び技術職員等の指導並びに研修
- キ) 土木建築部における土木工事の共通仕様書、施工管理基準及び検査基準の改定
- ク) 建設工事の優良業者の表彰（土木建築部長表彰及び工事検査室長表彰）

年度別工事検査件数

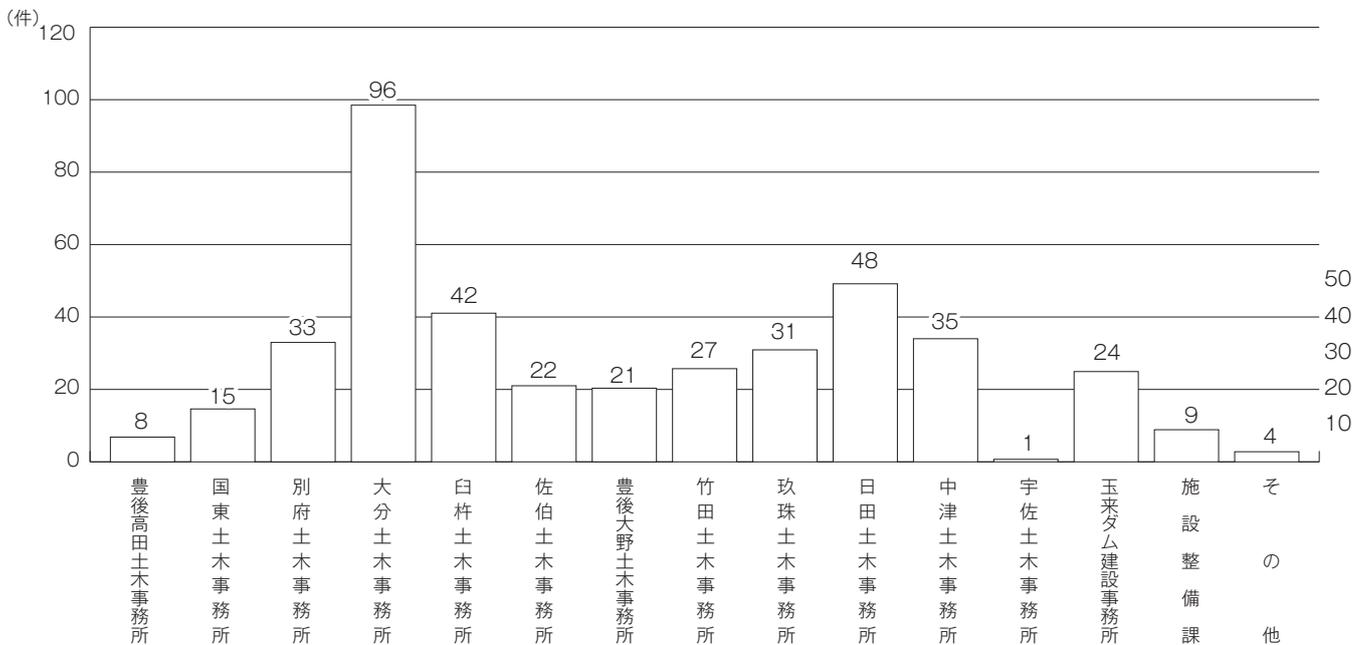


	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
土木建築部	312	263	348	270	401	482	416
農林水産部	185	245	243	260	337	335	306
他部局等	46	30	19	15	9	2	7
合計	543	538	610	545	747	819	729

※他部局（芸術文化短期大学、看護科学大学、公社）

令和4年度土木建築部事務所別工事検査件数

合計 416件



令和4年度 委託検査件数 48件

※その他は河川課、砂防課

1. 業務の概要

用地対策課では、土木建築部の事業に必要な土地「事業用地」を取得するために、用地買収や物件補償に関する指導事務を行っている。

また、土地収用法に関する事務（収用委員会や、市町村等事業の事業認定）を行っている。

（1）用地補償

土地の提供や物件の移転等に伴って通常生じる損失は、原則として金銭をもって補償することになっている。これを「用地補償」という。

用地補償は、一部の権利者に過分の利得をもたらすものであってはならない一方で、不当な受忍を強いるものもあってはならない。すなわち「正当な補償」であることが求められる。

このため、大分県では「大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準」を定め、この基準に基づいて適正で公平な用地補償を行っている。

（主な業務）

- ・ 適正で公平な補償を行うため、損失補償基準の適正な運用と補償理論や補償事例の研究・調査に取り組み、各土木事務所等を指導している。
- ・ 公共事業を円滑に遂行するため、計画的な用地の確保を目指し、各土木事務所等の用地取得を支援している。
- ・ 土地の所有者など関係する方々に、安心して土地を提供していただけるよう、信頼される用地職員の育成に取り組んでいる。

（2）土地収用制度

補償金の額などにより権利者の同意が得られない場合や、土地の所有権や境界について争いがあるため、話し合いでは事業用地を取得することができない場合がある。

このような場合には、事業施行者は土地収用法に定められた手続を経て、土地所有者や関係者に適正な補償をしたうえで、土地の収用を行っている。

（主な業務）

- ・ 法律、経済及び行政の各分野から選ばれた7人の委員で構成された収用委員会が、土地収用の裁決申請に基づいて、事業施行者と土地所有者等との間の損失の補償などの争いを中立の立場で公正に審理し、裁決を行っている。

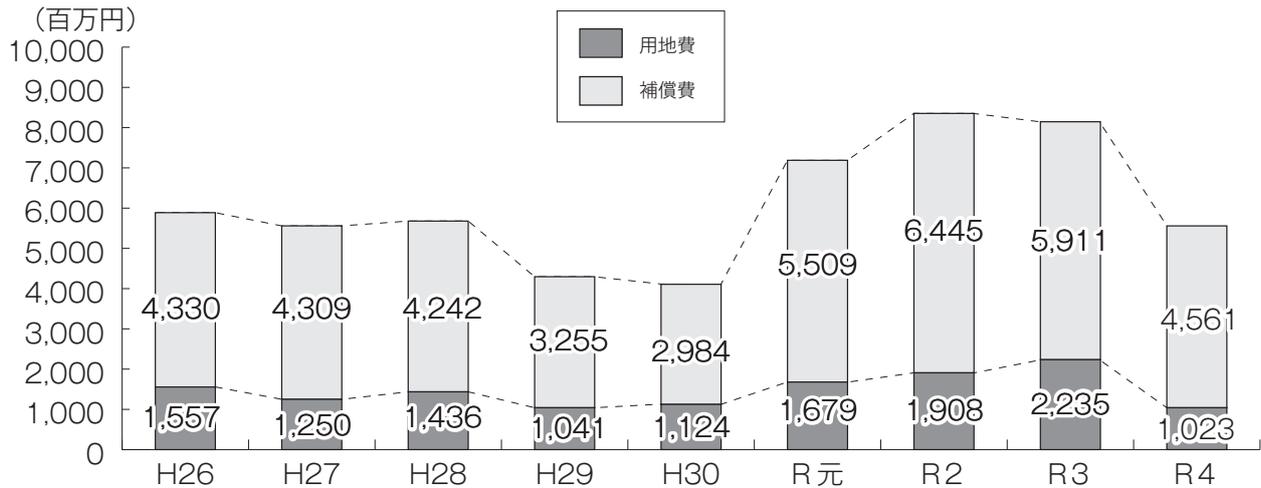
2. 大分県の状況

ア) 用地及び補償の実績（令和4年度）

	取得筆数（筆）	取得面積（㎡）	用地費（千円）	補償費（千円）	合計（千円）
道路	522	111,945	551,500	2,966,818	3,518,319
河川	109	31,720	51,801	344,561	396,362
砂防	480	103,717	49,406	116,287	165,693
港湾	2	94	131	12,973	13,104
街路	30	4,277	349,051	1,113,972	1,463,022
その他	2	749	21,327	7,104	28,431
計	1,145	252,503	1,023,215	4,561,715	5,584,930

※端数処理のため各欄の合計値と計欄とが一致しない場合がある。

イ) 用地費及び補償費の推移



ウ) 裁決申請等件数の推移

	前年度からの繰越件数	申請件数	処理状況			計	翌年度への繰越件数
			裁決件数	和解件数	取下げ件数		
平成26年度	0	0	0	0	0	0	
平成27年度	0	5	2	0	0	2	3
平成28年度	3	1	3	0	0	3	1
平成29年度	1	0	1	0	0	1	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	3	1	0	2	3	0

道路建設課、道路保全課

1. 業務の概要

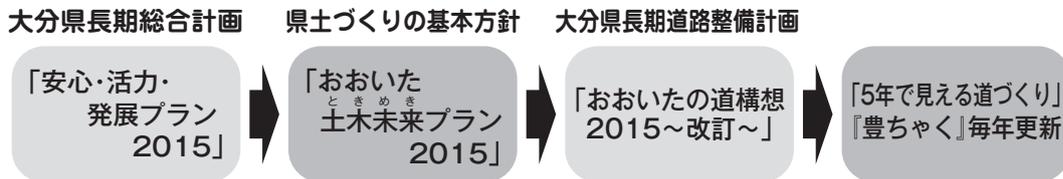
道路建設課では、道路事業全般の調整や、県が管理する国道及び県道の（主に）改良に係る調査、計画及び工事の施工に加え、高速道路事業や国直轄事業の促進及び連絡調整に関する業務などを行っている。

道路保全課では、県が管理する国道及び県道の管理業務や道路関係法令に基づく業務に加え、維持及び補修、交通安全、無電柱化、防災、災害復旧などに係る調査、計画及び工事の施行、市町村事業に関する業務などを行っている。

2. 大分県長期道路整備計画『おおいたの道構想 2015～改訂～』

近年において、東日本大震災や九州北部豪雨災害の発生に加え、切迫する南海トラフ地震、激甚化する気象災害、加速するインフラの老朽化、人口減少に伴う小規模集落の増加など、道路整備を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした中、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2015」（令和2年3月改訂）及び大分県土木建築部長期計画「おおいた土木未来（ときめき）プラン 2015」（令和2年3月改訂）などの策定を踏まえ、これまでの道路整備の状況や成果、昨今の道路事業を取り巻く情勢の変化を踏まえながら、新たな課題に取り組み、効率的・効果的な整備を進めるために、令和6年度を目標年度とする大分県長期道路整備計画「おおいたの道構想 2015～改訂～」（令和3年3月改訂）を策定している。



▲ 計画の位置づけ

実施方針としては「安心・活力・発展プラン 2015」（令和2年3月改訂）及び「おおいた土木未来プラン 2015」（令和2年3月改訂）の趣旨を踏まえ、「生活の安全・安心を高める道路整備」、「まちの魅力を高め活力のある地域づくりを支える道路整備」、「県土の発展を支える道路整備」の3つの視点から道路関係の主要施策の概要、目標、優先度を考え、引き続き効率的・効果的な道路行政を実施していく。

※詳細は「資料編」に記載(P85～)

「豊ちやく」は、道路事業の今後5年間での開通目標を示す取組で、毎年公表している。これは、「おおいたの道構想 2015～改訂～」を具体にするための年度単位でのPDCAサイクルにあたるものである。

開通時期を明確にすることにより、予算の重点配分や目標達成に向けた事業の進捗管理、説明責任の向上に資することを目的としている。

令和4年度の達成状況は、目標41区間約10.3kmの開通目標に対して42区間、約10.4kmを開通することができた。令和5年度の開通目標は、40区間、約9.7kmとしている。

<主な開通区間>

一般県道戸畑日田線（馬原2工区）約0.18km、一般県道新城山香線（梅木北工区）約0.58km

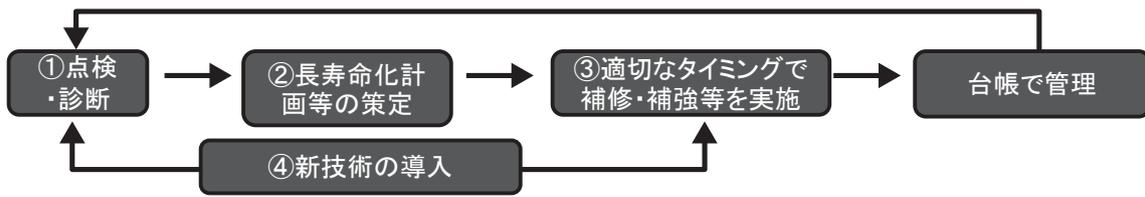
<主な開通予定区間>

一般国道500号（明礬工区）約0.15km、主要地方道日之影宇目線（南田原工区）約0.30kmなど

3. 道路施設のアセットマネジメント

わが国では高度経済成長期に集中的に整備された橋梁やトンネル等の社会インフラの老朽化が進行している。そこで、公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来にわたって安全かつ快適に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供することを目的としている。

アセットマネジメントのサイクル



- ①インフラ点検の着実な推進
交付金の活用等により、橋梁、トンネル等のインフラ点検を実施
- ②施設毎の長寿命化計画等の策定
点検結果を踏まえ、対策の内容や時期等を長寿命化計画等として順次策定
- ③補修対策の実施
計画に基づき優先順位を定めて適切なタイミングで対策を実施
- ④維持管理コストの低減に資する新技術の導入
道路照明のLED化の推進、日常パトロールにおいて、スマートフォンの加速度センサーを用いた路面状況調査を実施

道路施設数

令和5年4月1日現在

施設名	道路施設名	単位	総数
橋梁	橋梁	橋	2,539
	横断歩道橋	橋	43
トンネル	トンネル本体	本	260
舗装	舗装	km	3,233
道路のり面工・土工構造物等	擁壁（補強土壁、混合擁壁）	箇所	1,088
	高盛土（2段以上）	箇所	595
	アンカー	箇所	164
	モルタル・コンクリート吹付	箇所	3,674
	法柵	箇所	732
	落石防止柵、落石防止網	箇所	2,086
	函渠（w = 5 m以上）	箇所	58
	ロックシェッド（覆道）	箇所	7
道路付属物	道路情報板	基	165
	道路照明	箇所	7,402
	道路標識	基	2,108

4. 施策の概要・主な当年度事業

(1) 道路改良

ア) 高規格道路

広域道路ネットワークの充実・強化を図る。

①東九州自動車道4車線化

- ・宇佐IC～院内IC
- ・大分宮河内IC～臼杵IC付近
- ・津久見IC～佐伯ICの一部

②中九州横断道路

【国事業】竹田阿蘇道路

③中津日田道路

【国事業】三光本耶馬溪道路

【県事業】耶馬溪山国道路・日田山国道路

イ) 一般国道（直轄管理区間）

渋滞緩和や交通機能の確保等を進めるため道路改良事業の促進を図る。

- ・一般国道10号（高江拡幅）
- ・一般国道210号（横瀬拡幅）
- ・一般国道210号（川下改良）

ウ) 一般国道（県管理区間）・県道

地域間の交流を図るとともに都市部の渋滞緩和や交通機能の確保、地方部の生活道路の改善等を図るため道路改良事業を推進する。

①一般国道（県管理区間）

- ・一般国道197号（鶴崎拡幅）・一般国道212号（日田拡幅）・一般国道217号（平岩松崎バイパス）ほか
- 令和5年度は、一般国道387号川底工区など3区間約0.8kmの開通を予定している。

②県道

- 主要地方道中津高田線（江須賀～金屋工区）
 - 一般県道栃野西大山線（中津江工区）
 - 一般県道三重新殿線（牟礼前田工区）
 - 一般県道国東安岐線（下原工区）ほか
- 令和5年度は、一般県道四浦日代線（仙水工区）など12区間約4.1kmの開通を予定している。

（2）県単独事業

一般改良事業、地域振興道路改良事業、高規格関連事業などにより、生活に密着した道路の改良事業を推進する。

- 主要地方道日之影字目線（長測2工区）
- 一般県道臼杵停車場線（臼杵工区）
- 主要地方道耶馬溪院内線（鳴良工区）
- 弓立上戸次線（中野工区）ほか

令和5年度は、主要地方道三重野津原線（藤北2工区）など10区間約1.5kmの開通を予定している。

（3）交通安全

交通安全施設（歩道、自転車歩行者道、防護柵、道路照明灯、道路標識等）の整備を推進し道路交通の安全の確保と円滑化を図る。

平成24年度に全国で多発した通学児童の交通事故を契機に、毎年、学校関係者や警察と連携し、通学路の合同点検を実施している。合同点検で抽出した危険箇所の解消や法指定通学路の歩道整備を中心に交通安全事業を推進する。

- 一般国道326号（小坂工区、自転車歩行者道）
- 一般国道213号（狩宿工区、自転車歩行者道）
- 主要地方道飯田高原中村線（田野工区、歩道）
- 主要地方道中津高田線（浜高家工区、歩道）ほか

また、近年増加している高齢者の交通事故を抑制するために、警察が指定した「高齢歩行者事故多発地域」や未就学児の移動経路において、車止めや防護柵等の交通安全対策を実施する。

令和5年度は、一般国道500号（明礬工区）、一般県道西有田豆田線（西有田工区）など、11区間約2.3kmの開通を予定している。

（4）道路の維持・管理

ア）維持・補修

道路の機能を常に良好な状態に保ち、安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るために、施設の点検や道路パトロールを実施し、舗装補修、橋梁補修、トンネル補修、街路樹管理等により、施設の適切な維持管理等を行う。

- 橋梁補修 主要地方道天瀬阿蘇線（下笠橋）ほか
- 舗装補修 主要地方道大在大分港線（大分市萩原）ほか

イ）改善

道路利用者の利便性及び安全性向上を図るため、「小規模改築」と「修繕」を組み合わせた事業を実施する。

- 身近な道改善事業 一般県道 国東安岐線（国東市国東町小原）ほか

ウ）防災対策

落石等の自然災害を未然に防止し、地域の安全な生活を支えるとともに大規模な地震が発生した場合にも、橋梁の落橋・倒壊など重大な被害が生じないように橋梁の耐震化を行う。

- 一般県道 別府一の宮線（別府市大字南立石）ほか
- 一般国道217号（上青江橋）ほか

エ）管理

道路法に基づく許可事務、境界確認、消耗品の交換等の事務を行っている。主な許可事務は以下のとおり。

- 道路工事施行承認（法第24条）～歩道の切り下げ、法面の埋土 等
- 道路占用許可（法第32条）～電柱、水道管、工事用の足場 等
- 特殊車両通行許可（法第47条の2）～一般的制限基準を超える車両の通行許可

また、災害が発生した場合に緊急車両等の通行を確保するため、平成29年7月から道路法第37条に基づき緊急輸送道路上の電柱の新設を原則として禁止。

(5) 令和5年度事業計画

国庫補助事業

(単位：千円)

事業名	予算額	概要
道路改良事業費	14,729,582	高速道路を補完する循環型高速交通ネットワークを整備するとともに、まちなかの渋滞対策、主要な道路や地域産業・観光交流を促進する基幹道等の整備を実施する。
交通安全事業費	2,300,251	歩道や自転車歩行者道の設置、交差点の改良等の交通安全対策や緊急輸送道路等の無電柱化工事を実施する。
道路防災事業費	1,223,627	防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進し、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保する。
道路施設補修事業費	7,206,606	定期点検の結果、早期対策が必要とされた橋梁、トンネル等の補修対策を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を計画的に実施する。
国直轄道路事業負担金	3,029,810	
国庫補助事業計	28,489,876	

県単独事業

(単位：千円)

事業名	予算額	概要
交通安全事業費	483,200	交通安全施設の新設や更新等を行い、交通事故を未然に防止し、道路利用者の安全確保とサービス向上、高齢者や子どもなどのいわゆる「交通弱者」の「安全で安心して暮らせる社会」の実現を図る。
道路防災事業費	924,500	防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進し、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保する。
身近な道改善事業費	800,000	住民の生活に密着した道路の利便性・安全性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道整備等の小規模な改良や通学路安全対策を実施する。
側溝整備事業費	91,615	道路側溝の未整備箇所、破損箇所について、順次整備を行い、交通の安全性向上を図る。
道路施設補修事業費	2,755,028	定期点検の結果、早期対策が必要とされた橋梁や舗装の補修対策を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を計画的に実施する。
道路改良事業費	4,075,080	集落から病院へのアクセス、通学・買い物等の利便性の向上など生活の安全・安心を高めるための道路を整備する。
橋梁整備事業費	122,900	交通需要の増大、車両の大型化等に伴って緊急に整備の必要がある橋梁の新設または架替えを行う。
その他	2,725,016	道路管理費、市町村指導監督事務費、道路橋梁調査費、道路維持修繕費、クリーンロード支援事業費、道路関係受託事業費、安全・安心な道路環境創出事業費、高速自動車建設促進事業費
県単独事業費計	11,977,339	
合計(補助+県単)	40,467,215	

河川課

1. 業務の概要

河川課では、県民の生命や財産を洪水や高潮などの被害から守るため堤防や護岸等の整備や治水ダム等の建設を進めるとともに、自然環境や生活環境に配慮した水辺づくりにも取り組んでいる。また、災害復旧、河川の堆積土の除去や草刈り等の維持管理、河川や海岸に関する許認可の審査、広域利水の調整並びに水資源の開発及び国等の建設するダムの連絡調整、水資源地域の振興対策に関することなどを担当している。

2. 施策の方向

河川課所管の業務は、大きく施設の建設と維持管理に大別される。

施設の建設は、次の方針により定めた計画（※）に基づき事業を推進する。

- (1) 安全で安心して暮らせる豊の国の川づくり
- (2) 清らかな水と健全な水循環を構築する川づくり
- (3) 自然と共生し、生き物にやさしい川づくり
- (4) 新たな文化の創造と地域づくりと一体となった川づくり
- (5) 海岸侵食、高潮等に対して安全で美しい海岸づくり

維持管理では、河川、治水ダム、海岸等の許認可事務等を行い公共財産の適正な維持管理を行う。

また、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域内のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策「流域治水」を、総合的・多層的に推進する。

※川ビジョンおおいた2021、河川整備計画、海岸保全基本計画 等

3. 大分県の現状

(1) 河川

県内を流れる一級河川は、6水系374河川2,077km（うち国土交通大臣管理区間197km）、二級河川は、93水系211河川989kmで、合計99水系585河川3,066kmである。

この一、二級河川の合計延長は九州で一番長く、全国12番目の長さで、そのうち県管理延長は全国で10番目にあたる。

このほか市町村管理の河川として、一級水系328河川397km、二級水系220河川223km、単独水系50河川45kmの合計598河川665kmが準用河川に指定されている。

県下河川・数・延長・管理区分

令和4年4月30日

区分	水系名	河川数(本)	河川延長(km)	管理区分(延長)(km)	
				国	県
一級河川	筑後川	80	449.5	61.3	388.2
	五ヶ瀬川	25	125.0	-	125.0
	番匠川	52	263.6	33.8	229.8
	大野川	135	810.3	32.3	778.0
	大分川	49	256.6	32.6	224.0
	山国川	33	171.8	36.5	135.3
計	6	374	2,076.8	196.5	1,880.3
二級河川	93	211	988.7	-	988.7
合計	99	585	3,065.5	196.5	2,869.0

(2) ダム

県内のダム（補助）は、多目的ダムとして芹川、北川、野津の3ダム、治水ダムとして安岐、黒沢、青江、床木、行入、稲葉、玉来の7ダムの計10ダムを管理している。

(3) 海岸

県内の海岸は、豊前豊後沿岸、豊後水道西沿岸の2沿岸から構成されており、海岸数は26、海岸線の延長は769kmで、全国総海岸延長の2.2%にあたり、このうち国土交通省水管理・国土保全局所管海岸は、263kmで総延長の34%を占めている。

（令和5年3月31日現在）

沿岸数	海岸総延長	海岸保全区域延長	うち、水管理・国土保全局所管				
			海岸数	地区海岸数	海岸総延長	海岸保全区域全長	既施設延長
2	769km	347.5km	26	42	263km	55.1km	45.0km

4. 施策の概要

(1) 河川改修事業

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、安全・安心な社会を実現するために河川毎に計画的な整備を実施する。また、激甚な水害の発生や床上浸水の頻発により、人命被害や県民の生活に大きな支障が生じた地域等においては、集中的に再度災害防止対策を実施する。

加えて、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息環境及び多様な河川景観を保全・創出する。

(2) 治水ダム建設事業

竹田市街地を貫流する稲葉川と玉来川では、昭和57年、平成2年の二度の大水害を契機に平成3年に「竹田水害緊急治水ダム建設事業」が採択され稲葉・玉来の二つのダムの建設を始めた。平成23年に稲葉ダム、令和4年に玉来ダムが完成した。玉来ダムでは環境を考慮し、全国でも珍しい「流水型ダム」を採用している。



R4.9.20 満水状況（試験湛水）

(3) ダムメンテナンス事業

管理ダムにおいて、設備等の老朽化により、機能の維持に支障があるもの、又はそのおそれがあるものについて、ダム機能の回復または向上を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化対策を実施している。

(4) 海岸事業

高潮、波浪等による自然災害に対する県土基盤の安全性を図るため、国土交通省水管理・国土保全局所管の国東海岸（小原地区）にて海岸環境整備事業を実施している。

(5) 災害復旧事業

河川、海岸、砂防、道路等の国土交通省水管理・国土保全局所管公共土木施設の災害は、県民生活に重大な影響を及ぼすため、早期復旧を図るとともに、再度災害の防止と安全度の向上を図るための災害復旧助成事業や河川等災害関連事業等の改良復旧事業を促進し、併せて市町村災害復旧事業の指導、監督等を行っている。

(6) 障害防止対策事業

日出生台演習場内は著しく荒廃し、場内からの流出土砂、洪水流量の増加等により、下流の住民、耕地等に被害を与えているため、障害を防止する目的で大分川の障害防止対策事業を実施している。

(7) 水防

水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには「ハード整備」と「ソフト対策」が一体となった「減災体制の確立」及び「自助」「共助」「公助」がバランス良く機能した「減災対策」が必要である。このことから、水災時の迅速かつ確かな水防活動を可能とするため、河川情報基盤緊急整備事業を実施し、河川水位局、雨量局の自動観測設備の整備を行い、洪水予報河川や水防警報河川において氾濫警戒情報の発表を行っている。

また、洪水時、住民が的確に避難行動ができるように、市町村長による適切かつ円滑な避難情報等の発令を支援するため、避難情報等の発令の目安となる基準水位の見直し及び、浸水リスクの高い中小河川において「浸水想定区域図」の作成や洪水時に特化した危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、避難体制支援の充実・強化を図っている。

(8) 河川及び海岸の管理

河川法及び海岸法に基づき、一級河川の指定区間並びに二級河川及び水管理・国土保全局海岸の適正な管理を行っている。

・河川監理員（令和5年度 214名）

(9) ダムの管理

発電のある芹川ダム、北川ダムは、企業局と共同で管理しており、安岐ダム、黒沢ダム、青江ダム、床木ダム、行入ダム、野津ダム、稲葉ダム、玉来ダムは土木事務所が管理を行っている。

(10) 水利使用

発電用、工業用、飲料用、動力用、灌漑用、養殖魚用等の水利使用の申請について、許認可等の事務を行っている。

(11) 河川及び海岸産出物の処分

砂利、土、粘土、栗石、あし、かや、竹木、芝等の採取について、河川管理施設を損傷しないように留意し、治水上支障のないよう許可している。なお砂利採取の許認可事務は、砂利採取法に基づき河川砂利のほか、海砂利、山砂利等についても行っている。

(12) 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管海岸の公有水面埋立て

河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域及び一般公共海岸区域の公有水面埋立法に基づく埋立ての許認可事務を行っている。

5. 主な当年度事業

(1) 河川改修事業

既往洪水による浸水被害状況や沿川の状況などを考慮し、河川改修（河道掘削、引堤、堤防嵩上げなど）や川の流れを阻害している河川内の横断工作物（橋梁、堰など）の改築を行い、河道の流下能力の向上を図る。

また、賑わいのある良好な水辺空間の創出のため、地域の特色を活かした魅力的なまちづくりと一体的に環境整備を実施する。

さらに、水害時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難行動に繋げるため、河川水位局等の自動観測設備の整備、水防警報発令システムの構築及び中小河川の浸水想定区域図の作成を行う。

○代表事業箇所

玖珠川（日田市）、野上川（九重町）、山国川（中津市）、芹川（竹田市）など

(2) ダムメンテナンス事業

県管理ダムにてライフサイクルコストの縮減、新技術等の活用が確認できるように、長寿命化計画の見直しを行うとともに、その計画に沿ったダム本体、放流設備、関連設備、貯水池等の改良工事を実施する。

また、気候変動の影響により頻発化・激甚化する洪水に対し、既存ダムの有効活用を図るための方策として、ダム再生による治水機能の向上の検討を行う。

(3) 緊急河床掘削事業（県単独事業）

洪水等による土砂堆積で流下能力が低下した河川について、人命に密接に関わる（人家・学校等）箇所の河床掘削をすることにより、早期の流下能力の改善を図り、安全で安心して暮らせる災害に強い県土づくりを行う。

(4) 国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業

令和4年発生災害にかかる全国の国土交通省所管の公共土木施設関係補助分の被災箇所は、9,812箇所、被害額は、約3,892億円となっている。うち、九州全域では、2,841箇所、約886億円の被害額となっている。

このうち、本県の被災箇所は442箇所、被害額は約136億97百万円である。

※詳細は「資料編」P95に記載

1. 業務の概要

港湾課の業務は大きく「港湾事業」と「海岸事業」に分かれており、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」で取り組んでいる「九州の東の玄関口としての拠点化」や「地震・津波対策」などを推進している。

港湾事業…人流、物流拠点としての機能強化に向けて、船舶の大型化や貨物量の増加に対応した港湾施設の整備、大規模地震時の緊急輸送拠点となる耐震強化岸壁や緑地の整備、既存施設の延命化を図る岸壁の補修・補強、にぎわい空間の創出などの港湾整備を行う。

海岸事業…津波、高潮、高波等の被害から県土を守る一方、高度経済成長期以降の国土開発により、沿岸域の埋立が進められてきたことなどから自然海岸が減少し、環境の悪化や住民の憩いの場が少なくなり、環境や利用に配慮した海岸整備が求められるようになってきた。このようなことから、「大分県海岸保全基本計画」を策定し、「美しく、安全で、いきいきした大分の海岸」を次世代へ継承していくことを基本理念とし、海岸に生息する貴重な動植物や美しい海岸の景観などを保全し、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸づくりを行う。

2. 施策の方向

- 1) 九州の東の玄関口として人流・物流機能を十分に発揮できるよう、港湾機能の強化を進める。特に、人流拠点としての別府港におけるフェリー大型化への対応やにぎわい空間創出、物流拠点としての大分港大在地区におけるRORO船等、海上輸送ニーズの増加への対応として、港湾施設の整備を重点的に進める。
また、県南の経済活動を支える佐伯港における岸壁の老朽化対策、臼杵港における新たなフェリーふ頭の整備、自動車関連産業を支える中津港の整備なども着実に進める。
- 2) 経済活動の基盤となる港湾の利活用を進めるため、航路の誘致や貨物量増大に向けたポートセールスに積極的に取り組む。また、遊休化している港湾施設や用地等の積極的な利活用を進め、使用料収入等の増大を図る。
さらに、大分県の港湾の競争力を高めるため、施設使用料を弾力的に設定するとともに、ポータルラジオ等の活用により、より高度な港湾サービスを提供する。
- 3) 港湾区域内の放置艇を解消するため、プレジャーボート等の適正管理を進め、係留保管の秩序を確立する。
- 4) 高潮・津波等の災害から防護する機能を、長期的に確保することにより、港湾・海岸における防災機能を高める。また、港湾・海岸における自然環境を保全するため、自然再生型の事業を進める。

3. 大分県の港湾の現状

港湾一覧表

種別	港湾名	港数
重要港湾	中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港	5
地方港湾 (56条港湾)	高田港、臼野港、堅来港、羽根港、姫島港、国東港、守江港、日出港、佐賀関港、下ノ江港、白杵港、浦代港、丸市尾港(真玉港)(小高島港)	15
計		20

(1) 定期航路の状況(大在公共心頭)

外貿コンテナ船

令和5年4月1日現在

港湾名	係留施設			船種	船名	積載能力 (TEU)	重量トン数 (D/W)	吃水 (m)	船長 (m)	便数	寄港地	航路開設年月
	岸壁名	水深 (m)	延長 (m)									
大分港	大在10m岸壁	10.0	170	フルコンテナ船	OSAKA VOYAGER	698	8,260	7.40	129.62	週1便	大分～志布志～高知～ひびき～光陽～釜山～博多～門司～大分	R 1. 7
				フルコンテナ船	MUSE	556	5,403	7.0	115.3	週1便	大分～上海～伊万里～福山～水島～広島～大分	H 9. 7
					SCARLET ARROW	1,020	9,993	8.23	143.0	週1便		H28. 2
				フルコンテナ船	ITX EHIME	1,020	12,274	8.225	143.0	週1便	大分～釜山～八代～那覇～基隆～台中～高雄～那覇～志布志～細島～松山～大分	H28. 2
					MYRIAD	556	5,403	7.10	115.3	週1便		
				大在14m岸壁	14.0	280	フルコンテナ船	STAR CLIPPER	962	12,980	7.5	142.0
	STAR PIONEER	953	12,839					7.5	143.0			
	SUNNY IVY	1,096	11,799					8.2	141.9			
	STAR CHALLENGER	1,000	12,383					8.2	141.0			
	フルコンテナ船	SUNNY DAISY	1,000	12,502	7.5	137.0						
フルコンテナ船	ATLANTIC BRIDGE	724	7,532	7.75	126.9	週1便	大分～門司～博多～釜山～博多～志布志～細島～大分	R 2. 1				
フルコンテナ船	RELIANCE	855	9,141	7.70	135.6	週1便	大分～岩国～徳山～蔚山～釜山～大阪～神戸～大分	R 3. 1				

国際フィーダーコンテナ船

令和5年4月1日現在

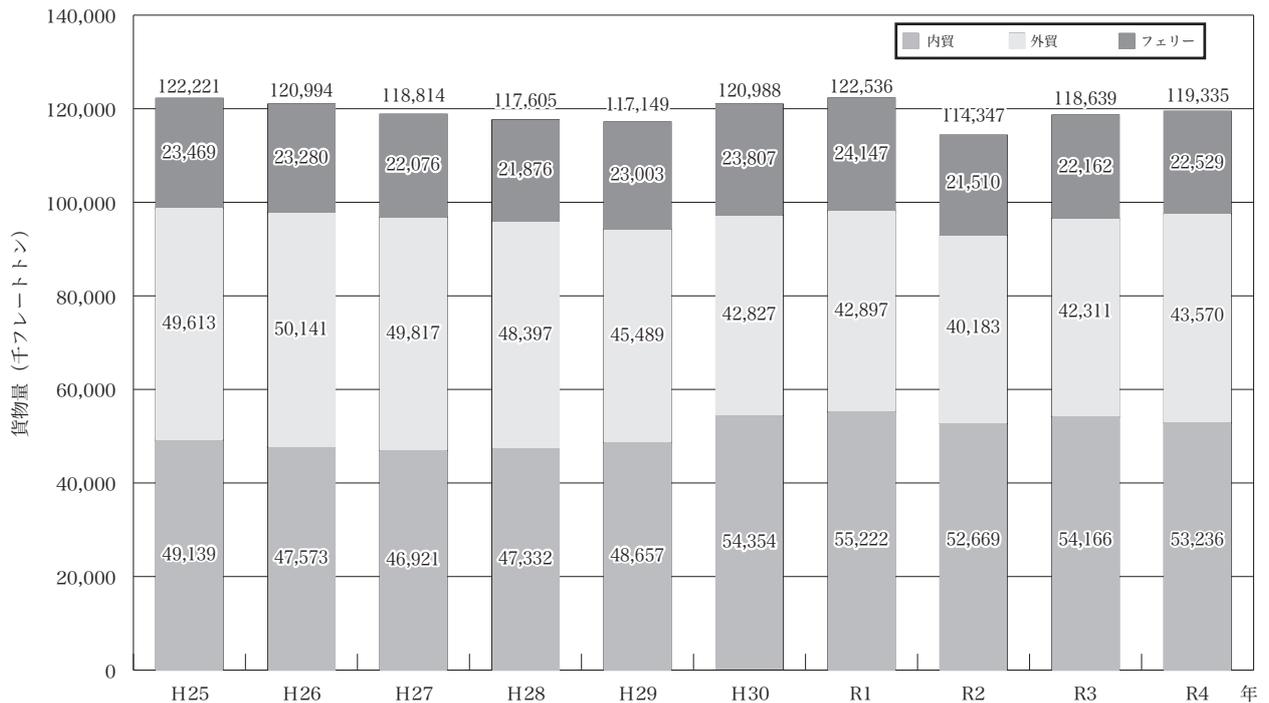
港湾名	係留施設			船種	船名	積載能力 (TEU)	重量トン数 (D/W)	吃水 (m)	船長 (m)	便数	寄港地	航路開設年月
	岸壁名	水深 (m)	延長 (m)									
大分港	大在14m岸壁	14.0	280	フルコンテナ船	てんま だいこく	146 189	1,438 2,000	3.7 3.8	80.0 95.5	週1便	大分～神戸	H11. 2
				フルコンテナ船	しげのぶ さくら さがみ	402	3,850	5.3	112.0	週1便	大分～神戸	H19. 8
				フルコンテナ船	エメラルド1 おおぎ 他	298	5,400	4.2	118.0	週1便	大分～神戸	H26.10

RORO 船

令和 5 年 4 月 1 日現在

港湾名	係留施設			サービス名	船名	船種	重量 トン数 (D/W)	吃水 (m)	船長 (m)	便数	寄港地	航路開設 年月
	岸壁名	水深 (m)	延長 (m)									
大分港	大在 - 7.5m 岸壁	7.5	650	RORO 船	さんふらわあ はかた	RORO 船	6,204	6.63	166.90	週 3 便	博多～大分～東京～ 御前崎	H31. 4
					ひまわり 6	RORO 船	6,123	6.63	166.90			
				RORO 船	豊王丸	RORO 船	6,597	7.14	173.34	週 5 便	大分～清水	H28.10
					富王丸	RORO 船	6,597	7.14	173.34			
					豊王丸	RORO 船	6,597	7.14	173.34			

県全体港湾貨物量の推移



※その他の資料は「資料編」に記載 (P 97～)

港湾課

4. 施策の概要

補助事業

事業名	内容	実施予定箇所
重要港湾改修事業	・物流の拠点である港湾の基本となる航路、泊地、防波堤、岸壁、臨港道路の新設や補修	中津港、別府港、大分港、津久見港
地方港湾改修事業	・物流の拠点である港湾の基本となる航路、泊地、防波堤、岸壁、臨港道路の新設や補修 ・臨海部における緑地に関する施設の新設	国東港、守江港、臼杵港、姫島港、佐賀関港
港湾改修統合補助事業	・老朽化した港湾施設の維持補修や小規模な施設の新設	佐伯港、守江港、臼杵港、高田港、臼野港、津久見港、大分港
津波危機管理事業	・既存施設の緊急的な防災機能確保及び避難対策を推進	守江港海岸 (住吉浜地区) 別府港海岸 (的ヶ浜地区) 佐伯港海岸 (大荒網代、石間地区)
侵食対策事業	・海岸の侵食を防護する	国東港海岸 (向田地区)

県単独事業

港湾海岸管理事業	港湾区域及び海岸保全区域における占用、土砂採取等の規制ならびに使用料の徴収、その他管理業務	大分港、中津港等
港湾維持修繕事業	施設機能を保持するための維持修繕	別府港、大分港等
港湾改良事業	補助採択要件に満たない施設の改良等	大分港、守江港等
港湾機能施設整備事業	岸壁等の港湾施設が機能を発揮するための埠頭用地の整備	中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港、臼杵港
港湾施設維持修繕事業	上屋・野積場など特別会計施設の維持修繕	大分港、別府港等
港湾調査事業	港湾計画改訂の調査や埋立に関する調査等	大分港、国東港海岸等

5. 主な当年度事業

港湾事業

1) 大分港（重要港湾）

- ・貨物需要の増大に対応するため、新たなRORO船ターミナルの整備を行う。



大在西地区

2) 白杵港（地方港湾）

老朽化したフェリーターミナルを再整備しフェリーと他の貨物船を分離することで白杵湾での安全な航路を確保するとともに、災害発生時の緊急避難と緊急物資の輸送を行う拠点港とするため、白杵港の下り松地区に耐震強化岸壁を備えた新しいフェリーターミナルと緑地の整備を推進する。



白杵港下り松地区【イメージパース】

海岸事業

守江港海岸住吉浜地区 津波危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の推進及び避難対策を推進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を行う。



守江港海岸住吉浜地区

港湾課

砂 防 課

1. 業務の概要

砂防課では、土砂災害から県民の生命・財産を守るため、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などによるハード対策と、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報などの提供、土砂災害に関する説明会などのソフト対策に取り組んでいる。

砂防課は管理班、企画・土砂災害対策班、砂防施設整備班の三班で構成されており、各班の主な事業内容については下記のとおりである。

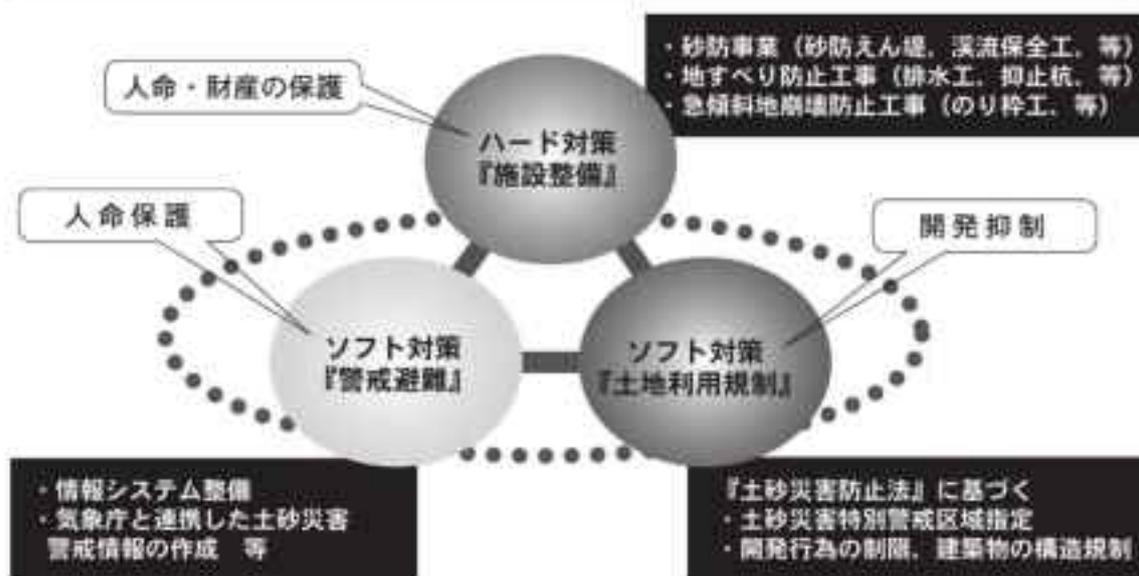
- 管理班：砂防指定地等の指定・管理に関すること、砂防関係事業の予算に関すること
- 企画・土砂災害対策班：砂防関係事業の中・長期計画、土砂災害防止法全般に関すること。
- 砂防施設整備班：砂防事業等の調査、計画並びに工事の施行に関すること

2. 施策の方向

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、砂防堰堤などのハード対策と警戒避難体制の充実・強化などのソフト対策の両輪で、総合的な土砂災害対策を推進する。

- 砂防施設の整備 ～命を守るハード対策～
 - ・人命とともに重要交通網などのインフラ・ライフライン、避難所などの地域防災拠点、病院や社会福祉施設などの要配慮者利用施設を守る箇所について優先的に整備します。
- 警戒避難体制の構築 ～命を守る行動につなぐソフト対策～
 - ・土砂災害から命を守るためには、「日頃の備え」と「早めの避難」が大切です。このため、土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、土砂災害に関する防災情報の発信や市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成支援、啓発活動を行い、警戒避難体制の充実・強化を図ります。

- ①人命、財産を保全するハード対策 「施設整備」
- ②避難により、人命を保護するソフト対策 「警戒避難」
- ③土砂災害の恐れのある箇所における新たな住宅開発を抑制するためのソフト対策「土地利用規制」



3. 大分県の現状

大分県内の土砂災害の恐れのある箇所は、下表のとおりであり、区域数では全国で6番目に多い。

土砂災害 警戒区域 ^{※1}	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり
24,362 (全国 6 位)	5,899 (全国 12 位)	18,163 (全国 6 位)	300 (全国 20 位)

※1 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和5年3月末時点）

砂防三法及び土砂災害防止法に基づき指定された砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定状況については、資料編 P101～104 を参照のこと。また、砂防施設の整備状況については、資料編 P105 を参照のこと。

4. 施策の概要

(1) 交付金事業（ア、イ、ウ、エ、カ）・個別補助事業（ア、イ、ウ、オ）

ア) 通常砂防事業

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等の保全を図るため、ハード（砂防えん堤整備等）・ソフト（情報基盤整備等）対策の両面から事業を実施する。

イ) 火山砂防事業

火山地域における土石流及び火山噴火に伴う火山泥流等の異常な土砂流出による災害から、下流部に存在する人家、耕地、公共施設等の保全を図るため、砂防えん堤整備等の対策を実施する。また、火山噴火時の警戒避難体制の確立のため、ソフト対策も実施する。

ウ) 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、国土の保全と民生の安定を図るため、ハード（抑制工及び抑止工）対策を実施する。またソフト対策においても情報基盤整備等の事業を実施する。

エ) 急傾斜地崩壊対策事業

斜面の崩壊により人命に被害が生ずるおそれのある、急傾斜区域に対して施工する事業であり、ハード（擁壁整備等）・ソフト（情報基盤整備等）対策の両面から事業を実施する。

オ) 砂防メンテナンス事業

砂防関係施設（砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の老朽化対策、及び長寿命化計画の策定、変更を実施する。

カ) 土砂災害警戒区域等調査費

土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地について地形、地質、降水、土地の利用状況等に関する基礎調査を実施する。

(2) 災害系補助事業

ア) 特定緊急砂防事業

土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の土石流が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急的に施設整備を実施する。

イ) 特定緊急地すべり対策事業

地すべり等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の地すべりが再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急的に施設整備を実施する。

(3) 災害関連事業

ア) 砂防災関連事業

再度災害を防止するため、被災箇所あるいは未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加え、改良復旧を実施する。

イ) 緊急砂防事業

当該年発生 of 風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等の危険な状況に緊急に対処するため、砂防設備を設置する。

ウ) 緊急地すべり対策事業

当該年発生 of 風水害、震災等により活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急的に実施し、地すべり防止施設等を設置する。

エ) 緊急急傾斜地崩壊対策事業

当該年発生 of 風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じた箇所において、緊急に対処するため、急傾斜地崩壊防止施設を設置する。

オ) 地域防災がけ崩れ対策事業

激甚災害に伴い発生した崩壊等について、次期降雨等による再度災害を防止するため、市町村が実施するがけ崩れ防止工事に要する経費を補助する。

(4) 単独事業

ア) 砂防維持管理費

砂防指定地、地すべり防止区域、及び急傾斜地崩壊危険区域及び施設の適正な維持管理を図るため、指定標識板及び標柱の設置などを実施する。

イ) 砂防・地すべり監視事業費

雨量計の保守点検や火山監視システム、地すべり監視システムの運用等を行う。

ウ) 砂防調査費

新規公共事業予定箇所の調査、地すべり防止区域の調査・観測、災害関連事業要望のための事前調査を実施する。

エ) 砂防改修事業

国庫補助対象とならない溪流保全工等を実施する。

オ) 急傾斜地崩壊対策事業

国庫補助事業の対象とならない箇所で、保全対象が5戸以上かつがけ高5m以上の急傾斜区域において、急傾斜地の崩壊による被害を防止するための工事を緊急度に応じて実施するとともに、市町村が行う保全対象5戸未満の対策事業に対して助成する。

カ) 砂防施設再生事業

国庫補助事業の対象とならない箇所で砂防施設の機能が適切に果たされるよう、優先順位をつけて施設の補強等を実施する。

キ) 土砂災害避難促進事業

土砂災害警戒区域等に指定された地区について、速やかに地域住民への周知を図るとともに、災害時の早めの避難行動につなぐため、市町村が行うハザードマップの作成委託に係る経費に対して助成する。

土砂災害警戒区域等に指定された地区について、幅広く地域住民等への周知を図るため、土砂災害警戒区域の

標識設置を行う。

的確な避難行動を促進するため、土砂災害警戒区域がある自治区等へ土砂災害の専門家を派遣し、ハザードマップの再点検や地区タイムラインの作成、避難訓練等を支援するとともに、ポスターやチラシ等を配布し、避難行動の促進を図る。

5. 主な当年度事業

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	実施箇所（継続）	実施箇所（新規）
砂防関係事業		9,539,925		
交付金		3,361,913		
	通常砂防事業	1,383,640	えん堤工：尾久保川（速見郡日出町）外 えん堤工：花合野川（由布市湯布院町湯平）外	えん堤工：第3小平川（日田市上津江町上野田）
	火山砂防事業	796,715	えん堤工：芝原川②（中津市耶馬溪町金吉）外 火山噴火対策：九重山（玖珠郡九重町田野）外	
	地すべり対策事業	247,140	瀬の口地区（竹田市次倉）外	
	急傾斜地崩壊対策事業	934,418	蔵人地区（別府市大字南立石）外	
補助事業		699,825		
	特定緊急砂防事業	43,050		須久保川二支溪（臼杵市野津町白岩）
	砂防メンテナンス事業	656,775	白水川（玖珠郡九重町田野）外	川向地区（竹田市竹田）外
災害関連事業		2,585,000		
	砂防災害関連事業	547,000	－	－
	緊急砂防事業	1,698,000	－	－
	緊急地すべり対策事業	120,000	－	－
	緊急急傾斜地崩壊対策事業	209,500	－	－
	地域防災がけ崩れ対策事業	10,500	－	－
県単独事業		2,893,187		
	砂防改修事業	187,000	－	－
	急傾斜地崩壊対策事業	800,000	－	－
	砂防施設再生事業	53,300	－	－
	砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業	1,700,000	－ －	－ －
	砂防調査費	81,921	－	－
	土砂災害避難促進事業	42,900	－	－
	砂防維持管理費	5,450	－	－
	砂防・地すべり監視事業費	22,616		

○砂防事業

砂防事業は、県民の生命や財産を土石流や火山泥流の土砂災害から守り、安全な社会基盤の形成及び水と緑豊かな生活環境の創造を図るために、計画的に事業を推進している。

そのなかでも土砂災害の被害を受けるおそれのある「要配慮者利用施設等」を有する箇所を優先して整備することにより、安心して生活できる県土づくりを目指している。

令和5年度は、県内85渓流にて砂防事業を展開し、下流域の早急な保全を図っていく。



宮原川（宇佐市）：火山砂防事業

○地すべり対策事業

地すべり対策事業は、近年における異常気象の増加によって変動が活発化し、災害をもたらした地すべり区域のうち、緊急に対策を必要とする区域及び治水上危険性の高い区域において事業を推進している。

令和5年度は、県内6区域にて地すべり事業を展開し、計画的な対策工事を実施していく。



小野地区（日田市）：地すべり対策事業

○急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業は、毎年多発する急傾斜地の崩壊による災害を防止し、安全で安心できる生活基盤の確保を図るため、計画的に事業を推進している。

令和5年度においては、県内76地区において、急傾斜地崩壊対策事業を展開し、土砂災害のうちもっとも身近な現象であるがけ崩れから人命を守るため、計画的に対策工事を実施していく。



宮園地区（佐伯市）

○基礎調査

基礎調査は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害発生のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の調査、土地の利用状況に関する調査等を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知し、土砂災害防止のための対策を推進していく。

都市・まちづくり推進課

1. 業務の概要

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、土地利用（用途地域など）、都市施設（道路、公園など）及び市街地開発事業（区画整理事業、市街地再開発事業など）について総合的な計画を定め、より良いまちづくりを進めるものである。

本県は、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある17の都市計画区域を有しており、県人口の約8割が居住している。今後とも、県民の多様なニーズに的確に応え、都市計画に関する基礎調査（人口の規模、土地利用、交通量等）に基づき、将来の土地利用や都市施設、市街地開発事業の整備方針を定める。

また、個性豊かでうおいのある魅力的な景観の形成や、まちづくりの実現を図る。

2. 施策の方向

人口減少・高齢化の進展や地球環境問題の深刻化、価値観・ライフスタイル・ニーズの多様化、安全・安心への意識の高まり、グローバルな繋がりやの進展など、暮らしを取り巻く環境は大きく変化している。このような中、本県においては、中心市街地の空洞化や公共交通の利用低下、景観の保全など様々な問題が生じており、こうした状況への適切な対応が求められている。

このため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活を確保することを基本理念に、地域の魅力を高め、環境と共生したコンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域住民の意見を取り入れながら、関係市町村と一体となって計画的に整備を進めていく。

3. 大分県の現状

都市計画の概要

都市計画区域は、大分市の大正15年4月30日をはじめに、現在14市2町で指定しており、都市計画区域面積は105,128haで県総面積の約16.6%、同区域内人口は931,525人で県総人口の約84.2%となっている。

都市計画適用市町一覧表

令和5年3月31日現在

都市名	都市計画区域名	都市計画区域指定		行政区域		都市計画区域		比率(%)	
		当初	最終	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口	面積
大分市	大分	大 15. 4.30	昭 56.10.30	475,163	50,239	463,646	36,105	97.6	71.9
別府市	別府	昭 2. 4. 1	昭 53.12.22	112,991	12,534	112,684	8,586	99.7	68.5
中津市	中津	昭 6.12. 1	昭 32.12. 9	82,817	49,144	70,271	5,626	84.9	11.4
日田市	日田	昭 12. 4.26	昭 43.12.28	61,494	66,603	48,309	6,625	78.6	9.9
佐伯市	佐伯	昭 9. 5.23	昭 56.10.30	66,577	90,314	36,470	4,125	54.8	4.6
臼杵市	臼杵	昭 25. 7. 5	昭 49. 4. 2	35,926	29,120	25,670	4,822	71.4	16.6
津久見市	津久見	昭 9. 1.10	昭 56.10.30	15,703	7,948	13,460	4,997	85.7	62.9
竹田市	竹田	昭 23. 3.31	昭 43. 4.16	19,700	47,753	7,238	1,754	36.7	3.7
豊後高田市	豊後高田	昭 24. 7. 2	平 6. 4. 1	22,122	20,624	15,262	5,300	69.0	25.7
杵築市	杵築	昭 18. 5. 5	昭 60. 7.19	27,054	28,008	18,823	5,029	69.6	18
宇佐市	宇佐	昭 14. 9.27	平 26. 3.14	53,024	43,905	42,410	9,622	80.0	21.9
豊後大野市	三重	昭 23.12.28	昭 56.10.30	33,156	60,314	12,824	2,235	38.6	3.7
由布市	挾間	昭 56. 9. 1	昭 56. 9. 1	33,450	31,932	16,194	2,489	48.4	7.8
	湯布院	昭 23.10.26	平 1. 9.18			8,106	1,874	24.2	5.9
国東市	国東	昭 25. 1.24	昭 43. 4.16	26,018	31,810	3,816	827	14.7	2.6
日出町	日出	昭 18. 5. 5	平 11. 9.21	28,052	7,326	27,062	4,039	96.5	55.1
玖珠町	玖珠	昭 35.12.24	令 3. 3. 2	14,242	28,660	9,280	1,072	65.2	3.7
計				1,107,489	606,234	931,525	105,128	89.8	17.3
県計				1,101,761	634,070			84.6	16.6

※別府市の都市計画区域名は別府国際観光温泉文化都市建設計画

※人口については 令和5年3月31日現在

※面積（行政区域面積）については 令和4年1月1日現在（国土地理院による）

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分

一般的に「線引き」と言われ、無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うために、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と、当面市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに区分して、段階的な市街化を図ることを目的としたものである。

市街化区域及び市街化調整区域

令和5年3月31日現在

都市計画区域名	都市計画面積	市街化区域面積	市街化区域人口	市街化割合	決定年月日	摘要
大分	36,105ha	11,288ha	410.1千人 (現況)	31.3%	S 45.12.25 R 3.3.26	当初最終
別府	8,587ha	2,818ha	111.6千人 (現況)	32.8%	S 45.12.25 R 3.3.26	当初最終

※各都市計画区域の「土地利用」「都市施設」等詳細データは「資料編」に記載(P107～)

◆準都市計画区域

都市計画区域外において、道路整備により利便性が著しく向上する既存集落周辺や高速道路のインターチェンジ周辺など、そのまま放置すれば用途の混在や不適切な農地の浸食等が懸念され、土地利用の整序又は環境の保全が求められる区域である。

都市名	区域名	面積	当初決定年月日	最終決定年月日
大分市	本神崎準都市計画区域	95ha	H 22. 3.31	H 22. 3.31
大分市	佐賀関準都市計画区域	494ha	R 3. 3.26	R 3. 3.26
中津市	三光準都市計画区域	1,459ha	H 22. 3.31	H 22. 3.31

市町村の景観行政団体への移行状況

都市名	移行年月日	市町村名	移行年月日	市町村名	移行年月日
大分市	H 16.12.17	津久見市	H 30. 3.30	由布市	H 17. 9.19
別府市	H 17. 4. 1	竹田市	H 23. 2. 7	国東市	H 20. 5. 1
中津市	H 18. 7.21	豊後高田市	H 19. 5. 1	姫島村	H 27. 1. 1
日田市	H 19. 4. 1	杵築市	H 18. 7.17	日出町	R 1.12. 1
佐伯市	H 29. 3. 1	宇佐市	H 18. 4.14	九重町	H 31. 2. 1
臼杵市	H 18. 3.27	豊後大野市	H 28. 3. 1	玖珠町	R 2. 3.31

4. 施策の概要

◆都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における土地利用や都市施設等の方針について定めたものである。

大分県では、平成16年4月に18区域（14市2町）の都市計画区域マスタープランを策定したが市町村合併等による変化を背景に平成23年3月に改訂した。その後、概ね10年後の目標年次に到達したことを受け、社会情勢の変化や法・制度改正に伴って、17区域を令和3年3月に改訂した。（佐賀関は準都市計画区域に移行）

今後は、プランの着実な実行と住民が主役のまちづくりを支援するため、「まちづくり懇談会」・「大分県都市計画・

まちづくり研究会」を継続させ、県と市町の連携を一層強化するとともに、積極的な都市計画情報の提供や計画の進捗管理に努め、地域の課題に対応した都市政策を推進する。

◆大分都市圏総合都市交通計画

急速に進行する高齢化や中心市街地の衰退、公共交通の衰退等への対策や集約型都市構造の実現に向けた、過度に車に依存しない交通環境の実現のため、大分都市圏（大分市、別府市、臼杵市、豊後大野市、由布市、日出町）の総合的な交通政策の基本方針を示したもので、平成 27 年度に策定し、令和 2 年度に一部改訂した。

◆県都大分市交通円滑化の検討

大分市内における慢性的な渋滞緩和や公共交通の利便性向上、イベント時における大分スポーツ公園へのアクセス改善に向け、大分市と共同で「県都大分市交通円滑化検討会」を設置し、大分駅～鶴崎間・大分駅～明野間への BRT 導入と大分スポーツ公園でのイベント時における連節バスの活用及び東九州自動車道大分松岡 PA のスマートインターチェンジ化を目指すことを「県都大分市交通円滑化基本方針」として取りまとめた。今後は、基本方針の実現に向け各関係機関が連携した取組を行っていく。

◆都市施設の整備・見直し

これまで本県では、人口の増大や経済の発展、そして各種開発計画等に対応して、道路、公園をはじめとする都市施設の計画決定を行い、順次計画的に整備を行ってきたところである。

しかし、県内の都市施設の中には、都市計画決定後何十年も整備が進まない都市施設があり、今後の整備にあたっては、法に基づく建築制限を長期間課せられている関係者を含めた地域社会の合意形成を図ることがこれまで以上に重要な課題となっており、過去に計画された都市施設についてもその後の社会経済の変化によってその役割が大きく変化し、都市施設そのものを見直すべきケースがあることも想定される。そこで本県では、関係市町村とともにおおむね 10 年以内の都市施設の整備状況や周辺土地利用の変化などを考慮しながら、必要に応じて整備・見直しを行う。

◆開発許可の審査

都市計画法に基づく開発許可制度は昭和 43 年に創設され、県内全域において適用されている。また、平成 18 年には都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要であるという認識のもと、これまで開発許可不要とされていた公共公益施設が許可対象となり、市街化調整区域における大規模な計画的開発を許可できる基準が削除される等の法改正がなされている。これらの背景を踏まえつつ、開発行為について公共施設や排水整備等、必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保するため審査を行う。

◆街路事業

良好な市街地の形成を図るため、都市構造の骨格を形成するとともに、都市交通の円滑化、住宅、宅地の供給促進、防災避難路の確保等の多様な機能を有する都市内道路網として街路事業の整備促進を図る。

(都) 庄の原佐野線（大分市大字下郡～大分市明野西 1 丁目）、(都) 富士見通南立石線（別府市大字南立石）、(都) 銭測大宮線（日田市大字高瀬）、(都) 外馬場鍔矢堂線（中津市大字牛神）、(都) 南立石亀川線（別府市大字鶴見）、(都) 玉来吉田線（竹田市大字玉来）、(都) 駅前高市線（豊後大野市大字市場）、(都) 鶴崎駅前松岡線（大分市大字松岡）

◆土地区画整理事業

道路などの都市基盤整備が未整備な市街地や、今後市街化が予想される地区を健全な市街地にするため施工地区内の土地の交換分合（換地及び減歩）により、道路、公園、河川、広場などの公共施設の整備と同時に宅地の区画形状を整える。

◆都市防災総合推進事業

市街地の総合的な防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、事前復興準備及び被災地における復興まちづくりなどの取組により、災害に強いまちづくりを支援・推進する。

三佐北地区（事業主体：大分市）、天ヶ瀬温泉地区（事業主体：日田市）、佐伯市全域地区（事業主体：佐伯市）、杵築市沿岸部地区（事業主体：杵築市）、湯平温泉地区（事業主体：由布市）、日出町地区（事業主体：日出町）

盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、宅地、森林、農地等にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する取組を推進する。

盛土による災害防止のための調査（事業主体：大分県、大分市）

◆宅地耐震化推進事業

大規模盛土造成地や液状化リスクが高いエリアについて、変動予測に関する調査等（ハザードマップ作成）を促進し、住民への情報提供を図ることにより、宅地防災への理解を深めてもらうとともに、必要な対策を講じることで、災害に強い県土づくりを推進する。

◆国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものであり、県土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるとともに、民間の諸活動に対する指針となるものである。本県においては、全国計画の改定等に伴い、平成31年3月に第五次県計画を策定した。

◆土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の範囲を5万分の1の地形図上に記したもの（計画図）と、土地利用の調整等に関する事項を記した文書（計画書）とで構成されている。

◆土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引について事後届出制及び注視区域・監視区域制度等の措置が定められている。本県でも事後届出に関して、利用目的の審査を行い、当該土地取引が周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認められるとき等には、助言・勧告等必要な措置を講ずることとしている（R5.3月末現在、注視、監視区域の指定はない）。また、大規模な開発行為を行う土地については、「大規模土地利用事前指導要綱」により、法令の規定に基づく許認可の手続きに先だち総合的かつ計画的な見地から適正な指導をしておき、更に、ゴルフ場の開発については、「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

◆地価調査

地価調査は適正な地価形成に寄与することを目的として、国土利用計画法に基づき、毎年7月1日時点の基準地の標準価格を判定し、9月下旬に告示する。

標準価格は、国が行う地価公示とともに一般の土地取引の指標となるほか、公共事業用地の取得価格の算定基準として用いられている。

◆景観の保全

本県では、それぞれの地域で特色ある景観に恵まれている。こうした優れた景観を保全するため、主要道路沿線における支障木伐採などの取組を進める。市町村に対しては、自らが景観行政団体となり、景観計画及び景観条例を策定するという景観法の基本的な考え方に立ち、条例制定に向け、景観アドバイザーの派遣や県が作成した景観行政の手引書等を示すなどして取組を支援する。さらに、景観の保全・形成の大切さについて理解を深めるため、県民や事業者も対象としたセミナーなどを開催する。

また、くじゅう連山など複数の市町村にわたる広域的な景観については、令和4年度に策定した、大分県広域景観保全・形成指針に基づき、県民・事業者・市町村・県が協働し、本県の美しく豊かな景観を次世代に引き継いでいく取組を推進する。

◆まちづくり関連事業

現在、県内の12市1町21地区において、都市再生整備計画関連事業や街なみ環境整備事業等を行っており、地域住民の生活の質の向上と、観光を始めとした地域経済・社会の活性化を図るため、歴史や文化、温泉など地域の魅力ある資源を活かした個性あふれるまちづくりを支援する。また、大分市の市街地においては、立地に適した合持つ理的な土地利用と都市機能の強化を図るために、市街地再開発事業を行い、核となる商業施設等を整備し、地域の活性化を図る。

◆屋外広告物の規制

屋外広告物法に基づいて大分県屋外広告物条例及び同施行規則を定めており、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する安全の確保を図っている。また、講習会の開催及び屋外広告物の登録制度により、従事者等に対し、法令等の知識や技術の向上を図るとともに、その指導育成に努めている。なお、屋外広告物に関する事務は、都市・まちづくり推進課が所管しているが、条例に基づく許可、屋外広告業者登録申請の受付及び違反広告物の是正指導等の事務は、各土木事務所において行っている。（但し、大分市については中核市に指定されたことに伴い、平成9年4月1日から同市の事務となっている。また、平成20年4月から姫島村、平成21年4月から日田市、豊後高田市、由布市、平成26年7月から津久見市、平成29年7月から竹田市が一部権限移譲により事務を行っている。）

5. 主な当年度事業

(都) 庄の原佐野線（下郡工区）



完成予想図

(都) 庄の原佐野線（下郡・明野工区）



完成予想図

公園・生活排水課

1. 業務の概要

(1) 都市公園関係業務

- ① 県営都市公園（大洲総合運動公園、高尾山自然公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園）の整備に関すること
- ② 県営都市公園の維持管理・利用に関すること
- ③ 市町村の施行する都市公園事業の認可、指導監督に関すること

(2) 生活排水・下水道関係業務

- ① 市町村の施行する生活排水処理施設整備事業及び都市浸水対策事業の計画、指導監督に関すること
- ② 生活排水対策の普及啓発に関すること

2. 施策の方向

近年、余暇の充実や快適で潤いのある生活環境の創出、さらには、安全・安心の確保や長寿・福祉社会に対応した良好な都市環境の形成が求められている。

このため、都市公園の整備を進めて、都市環境並びに都市防災機能の向上を図るとともに、公共下水道、農業・漁業集落排水施設並びに合併処理浄化槽の整備を推進して、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図る。

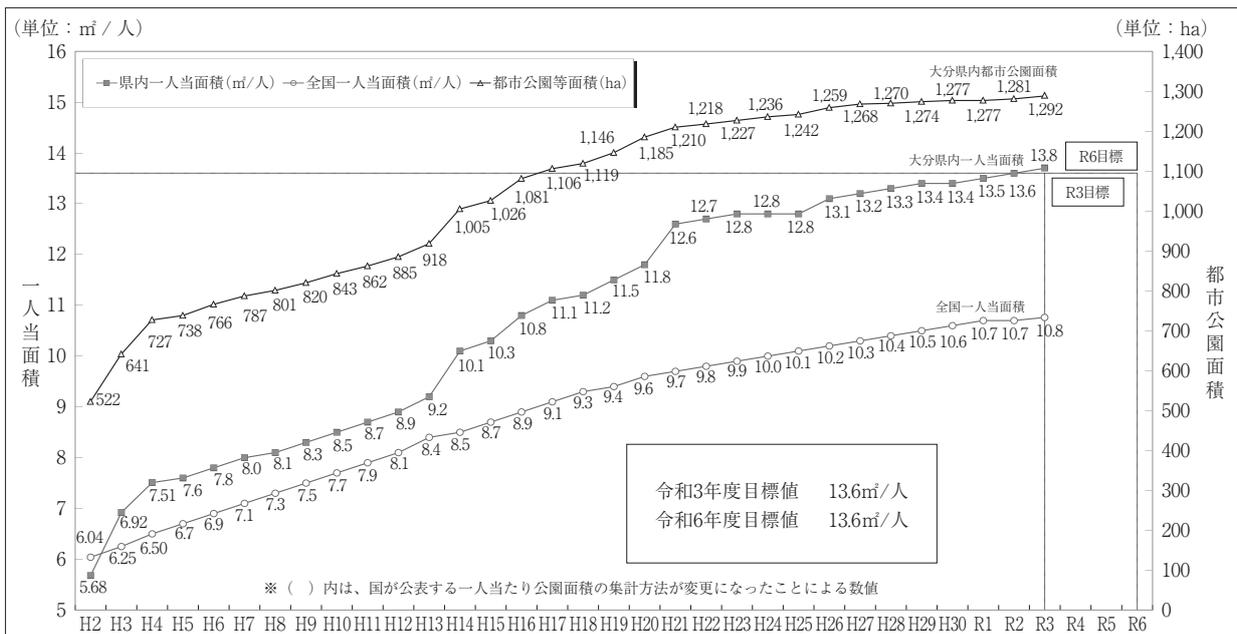
3. 大分県の現状

(1) 都市公園の概要

令和3年度末の県内の都市公園等の箇所数は、県内最大の大分スポーツ公園をはじめ 1,188 箇所、面積は 1,291.6ha である。整備水準の目安となる一人あたりの都市公園等の面積は 13.8㎡で全国平均の 10.8㎡を上回っている。

「おおいた土木未来プラン 2015」に掲げた目標（令和元年度末に 13.4㎡、令和6年度末に 13.6㎡）を達成した。引き続き整備水準の確保に努める。

※大分県の都市公園現況は「資料編」に記載(P117)



(2) 生活排水・下水道の概要

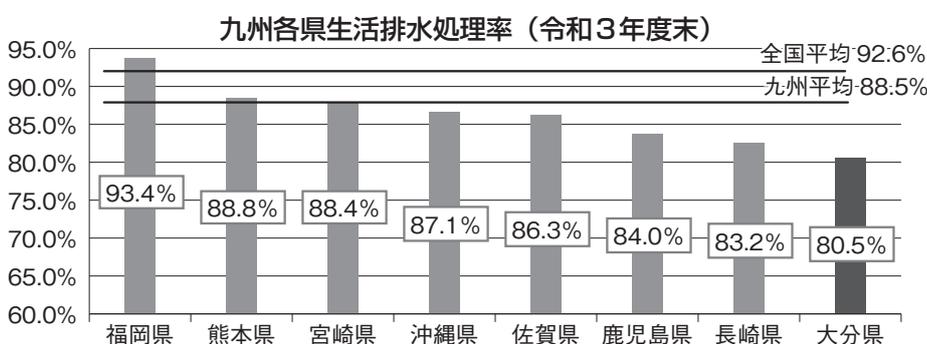
本県では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等を目的として、公共下水道（分流式汚水）、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進しているが、令和3年度末の生活排水処理率（住民基本台帳人口に対する生活排水処理施設を利用できる人口の割合であって、汚水処理人口普及率と同義）は、県全体で80.5%であり、九州全体の88.5%、全国の92.6%に比べると整備は大きく遅れており、生活排水処理施設を整備する市町村に対して財政的な支援を行っている。

各市町村においては、13市町村で公共下水道事業を、7市で農業集落排水事業を、16市町で浄化槽設置整備事業（個人設置型）を、2市で公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）を実施する。また、都市における浸水被害の防止、軽減を目的として7市町で公共下水道（分流式雨水）の整備を行う。

（令和3年度末現在）

	大分県	全国平均	九州平均
生活排水処理率	80.5%	92.6%	88.5%

生活排水対策マスコット「くりん」



4. 施策の概要

(1) 都市公園事業

県営都市公園は、1978年8月に開設した大洲総合運動公園をはじめ、1986年4月に高尾山自然公園、1991年4月にハーモニーパーク、2001年5月に大分スポーツ公園を順次開設しており、2002年FIFAワールドカップサッカーや2008年第63回国民体育大会、2019年にはラグビーワールドカップ等の大規模イベントをはじめとして、県内外のスポーツ競技大会の開催、身近に親しめるレクリエーションや自然とのふれあいの場として幅広く利用され、多くの利用者が訪れている。しかし、これらの県営都市公園は、長いもので開設から40年以上が経過しており、老朽化や社会情勢・利用者ニーズの変化に伴い、公園施設の改修・更新が必要となっている。

このため、本事業により、大分スポーツ公園におけるレゾナックドーム大分やその他各公園施設の改修工事などを実施し、誰もが安全かつ安心して都市公園を利用できるよう、計画的な改修・更新を行う。



大分スポーツ公園



レゾナック武道スポーツセンター

(2) 県営都市公園の維持管理・運営

県営都市公園では、公園利用者へのサービスの向上と経費の節減等を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、維持管理・運営を下記の民間事業者等に委託している。

都市公園名	指定管理者	指定期間
大分スポーツ公園 及び 高尾山自然公園	(株)大宣	平成 31. 4. 1 ~ 令和 6. 3. 31
大洲総合運動公園	ファビルス・プランニング大分共同事業体	令和 5. 4. 1 ~ 令和10.3.31
ハーモニーパーク	(株)サンリオエンターテイメント	令和 3. 4. 1 ~ 令和 8. 3. 31

指定管理者には、「大分県都市公園条例」の規定に基づき、次の業務を委託している。

- ① 公園施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ② 都市公園の利用の受付及び案内に関する業務
- ③ 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ④ 都市公園の利用の促進に関する業務
- ⑤ その他、知事が特に必要と認める業務（地域、NPO等との連携に関する業務等）

(3) 生活排水・下水道事業

大分県生活排水処理施設整備構想 2015

本県の生活排水処理率は全国平均値に比べて大きく下回っている状況にあり、未普及地域においては一刻も早く生活排水処理施設を整備する必要がある一方、人口減少や高齢化が進展し投資余力が減少する中、既存ストックの改築・更新等を踏まえると、今後未普及対策地域への投資拡大はさらに厳しい状況にある。

そこで今後10年程度を目途に、生活排水処理の早期概成を目標とした整備手法を検討するとともに、将来にわたって持続可能な生活排水処理の運営を行うための計画的な改築や効率的な管理方法を検討し、「大分県生活排水処理施設整備構想 2015」を平成28年3月に策定した。

本県の生活排水処理率の目標は、令和7年度末で90%、令和17年度末に100%と設定した。

下水道事業

下水道は、汚水の収集・処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、さらには河川・湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない施設である。

いわば、人々の日常生活や社会経済活動を根底から支える社会基盤の一つであり、着実な整備や、適切な維持管理が求められている。

- ・事業実施中の箇所：13市町村（大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町）

浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽は各家庭毎に設置するもので、生活雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設やその循環利用を目的とした施設等を整備、維持管理し、活力ある農村社会の形成に資することを目的としている。

生活排水処理施設の整備手法選定の概念図



・実施中の箇所：7市（大分市、中津市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、国東市）

生活排水処理施設整備推進事業

本県では、生活排水処理施設の整備を行う市町村に対して生活排水処理率に応じた交付金を起債の償還財源として交付するほか、浄化槽設置整備事業（個人設置型）に対して補助金を交付することにより、市町村の財政負担を軽減し、生活排水処理率の向上を図っている。

また、平成26年度から平成28年度には、流域会議※が設置される4モデル河川の流域市町と連携し、生活排水処理率が低い地域において、合併処理浄化槽への転換に対する補助金額を上乗せした。平成29年度からは、対象地域を拡大して、全県下で実施している。

※ きれいな河川を将来にわたって守っていくため、各河川の上流域から下流域までの地元自治会や水環境に関わる団体等が主体的に参加し、設立する会議。

流域ごとに、わかりやすい取り組み目標を定めて、川辺の清掃や生活排水対策等の環境保全活動に流域全体で取り組む。



生活排水対策マスコット「くりん」

きれいな水再生啓発事業

工場等産業系の排水に対する規制が強化されて排水対策が進んだ今日では、日常生活に伴う生活排水が公共用水域における水質汚濁の大きな原因となっている。

このような状況に対処するため、県では9月10日の「下水道の日」から10月1日の「浄化槽の日」を含む10月10日までを「生活排水きれい推進月間」として、各種の啓発活動を行っている。

また、大分県生活排水対策基本方針に基づき、合併処理浄化槽への転換促進及び下水道への接続促進を図るため、生活排水処理率が低い地域を中心に、小学校への出張教室等を実施している。

5. 主な当年度事業

事業名	予算額（千円）	概要
農業集落排水事業	142,500	大分市、中津市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、国東市（改築）
国庫補助事業計	142,500	
県営都市公園長寿命化等対策事業	261,500	大洲総合運動公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園、高尾山自然公園
交付金計	261,500	
大分スポーツ公園等管理運営事業	511,313	高尾山自然公園、総合競技場、サッカー・ラグビー場（2面）、野球場、サブ競技場等の管理運営
県営都市公園施設整備事業	34,682	高尾山自然公園、大洲総合運動公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園の維持修繕
ハーモニーパーク環境整備事業	40,000	ハーモニーパーク実証展示林の維持修繕
公園維持管理費	141,244	大洲総合運動公園、ハーモニーパークの管理運営
生活排水処理施設整備推進事業	465,751	補助対象事業の工事費に対する県費助成
きれいな水再生啓発事業	932	地域住民への啓発活動
県単事業計	1,193,922	
合計	1,597,922	

1. 業務の概要

・ 建築行政

(建築基準法関係許認可事務・宅地建物取引業法関係免許登録事務・二級及び木造建築士・建築士事務所への指導、監督など)

・ 住宅行政

(大分県住生活基本計画等の策定・住宅セーフティネットの推進・子育て高齢者世帯の支援・公営住宅等整備事業・県営住宅の管理など)

2. 施策の方向

建築行政は、建築基準法や建築士法、宅地建物取引業法等の運用を通じ、建築物の安全確保を始め、その質の向上により、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的として、きめ細かい行政を推進している。

また、住宅行政は、豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、良質な住宅ストック及び住環境の形成を図ることを基本目標に、「大分県住生活基本計画」(令和3年度改訂)等に基づいて、各種施策を推進している。

・ 耐震対策

現行の建築基準法に規定される耐震性を有しない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、新聞・広報誌等を利用した普及活動や、技術者に対する耐震診断・耐震改修講習会の開催等を実施する。

また、住宅耐震化総合支援事業を実施し、市町村と連携して、耐震診断及び耐震改修費の助成をすることで、古い構造耐力規定で建てられた木造住宅の耐震化を促進する。

さらに、特定建築物耐震化促進事業を実施し、市町村を事業主体とし、耐震診断及び耐震補強設計費並びに耐震改修工事の助成を行い、一定規模以上の特定建築物の耐震化を促進する。

・ 良質な住宅ストックの形成

高齢者居住世帯のバリアフリー改修及び子育て世帯の子供室増築、三世代同居に伴う改修など、「健康寿命日本一」、「子育て満足度日本一」の政策実現に向けて、既存住宅の改修支援を行う。

・ 高齢者支援

高齢社会に対応するため、高齢者安心住まいプランを策定し、高齢者の身体状況等に配慮した公営住宅等の安全で安心な住まいの提供を推進する。

・ 住情報の提供

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく、住宅性能表示制度や新築住宅に係る瑕疵保証制度の充実等、消費者の多様なニーズに対応した住宅に関する正確で中立的な情報提供を推進する。

また、優良な木造住宅等を顕彰し、ホームページなどで紹介する。

・ 重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの推進

低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」という。)の居住の安定を確保するために、住宅セーフティネット法に規定する居住支援法人の登録や居住支援協議会等の設立、登録住宅等民間賃貸住宅への円滑な入居の支援、公営住宅の的確な供給や利用等の各種施策を一体的に推進する。

3. 大分県の現状

構造別県営住宅の管理戸数

(令和5年4月1日現在)

構造別	簡平	簡2	低耐	中耐及び準耐(3~5F)	高層(6F ⁺)	合計
戸数	59	160	80	7,512	789	8,600

大分県営住宅ストック総合活用計画及び大分県公営住宅等長寿命化計画に基づく建替実績戸数(着工年次)

年度	建替実績戸数	建替住宅名(所在地) 戸数
平成18年度	41戸	明野住宅(大分市) 41戸
平成19年度	12戸	広野住宅(中津市) 12戸
平成20年度	58戸	城南住宅(大分市) 58戸
平成21年度	34戸	明野住宅(大分市) 34戸
平成27年度	42戸	城南住宅(大分市) 42戸
平成29年度	30戸	城南住宅(大分市) 30戸
令和3年度	20戸	城南住宅(大分市) 20戸

- ・平成22年度から、平成26年度まで全面的改善事業を実施。敷戸住宅(大分市)169戸
- ・高齢者向け改善工事の実績は、平成9年度～令和4年度で884戸

4. 施策の概要

I 建築行政

(1) 建築基準行政

「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する」という建築基準法の目的のもとに確認をはじめとする許認可事務を行っている。

昭和46年10月1日に大分市が、平成9年4月1日に別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市が特定行政庁となり、現在7つの特定行政庁となった。

また、平成12年5月1日から(一財)大分県建築住宅センターが大分県知事指定の指定確認検査機関として業務を開始した。

平成19年6月20日施行の建築基準法の一部改正により、構造規定等が改正され、一定の建築物について、構造計算の適合性判定を実施している。

耐震性が不足しているおそれのある一定の建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいた指導、助言や助成等を行い建築物の耐震化を進めている。

※建築基準法の施行状況は「資料編」に記載

(2) 宅地建物取引行政

宅地及び建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図ることを目的として、宅地建物取引業に係る免許登録事務や指導等を行っている。

※宅地建物取引業法の施行状況は「資料編」に記載

(3) 建築士行政

「建築物の設計、工事監理を行う技術者の資格を定めて、その業務の適性をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させる」という建築士法の目的のもとに二級・木造建築士及び建築士事務所への指導監督を中心とした業務を行っている。

平成 23 年 4 月 1 日より大分県が（公社）大分県建築士会を二級及び木造建築士の免許登録事務を行う指定登録機関に指定、また、（一社）大分県建築士事務所協会を指定事務所登録機関に指定した。

※建築士法の施行状況は「資料編」に記載

II 住宅行政

(1) 住生活基本計画

住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に基づき、大分県の区域における住民の住生活の確保及び向上に関する基本的な計画として定めるもの。県民や住宅関連事業者の参画のもとに、本県が住宅政策を総合的に推進するための計画であり、県内の市町村が地域の実情に応じた住宅政策を展開する際の指針となる。

令和 3 年度に、社会情勢の変化や住生活をめぐる新たな課題への対応等を踏まえ見直しを行い、各種施策に取り組んでいる。（計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間）

(2) 大分県賃貸住宅供給促進計画

本県の公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅への円滑な入居等、要配慮者の住宅を確保することを目的として策定する。この計画において、公営住宅等公的賃貸住宅に関する供給目標や適正な整備・管理の方向性、民間賃貸住宅に関する登録住宅の確保や大分県居住支援協議会との連携等を明記し、各種施策に取り組む。

(3) 大分県公営住宅マスタープラン 2020

昭和 40 年代の高度成長期に大量に供給された公営住宅が更新時期を迎えている上、高齢者や子育て世帯が安心して暮らすことができるという時代の要請に、間取りや設備が十分に答えきれていない状況が浮き彫りになってきた。

これらの課題の解決を図るため、公営住宅を所有・管理する県と市町村は、共同して「大分県公営住宅マスタープラン 2020」（計画期間：令和 2 年度から令和 22 年度まで）を策定し、入居管理から住宅の建替や改善等までの必要な居住環境の提供に係る各種施策に連携して取り組んでいる。

(4) 公営住宅等整備事業

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与する事を目的とする事業である。

(5) 住宅地区改良事業

不良住宅が密集する地区内の住宅を取り壊して、跡地にもとの居住者のための低家賃住宅（改良住宅）や道路、公園等の公共的施設を整備することにより、新たに良好な住環境を形成しようとする事業である。

(6) 住宅新築資金等償還推進事業

歴史的社会的理由により生活環境が阻害されている地域の整備改善を図るため、住宅の新築、もしくは改修又は宅地の取得について必要な資金の貸し付けを行うため平成 8 年度まで実施された住宅新築資金等貸付事業の償還推

進を図る事業である。

(7) 木造住宅の振興

住宅関連産業の振興、県産木材の需要拡大及び潤いのあるまちづくりの観点から、昭和 60 年度に大分県木造住宅等推進協議会を設立し、地域木造住宅供給促進事業を推進している。

その一環として、平成 28 年度に優良な木造住宅等の顕彰事業である「おおいた木の良さを生かした建築賞」を創設し、木造建築に対する県民意識の高揚と設計者、施工者の資質の向上を図っている。

(8) 県営住宅のストック総合活用

長期的な維持管理を実現するため、平成 21 年度に策定（平成 25 年度改訂）した「大分県公営住宅等長寿命化計画」を令和 3 年度に見直し、新たに令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間における修繕、改善、建替などの県営住宅の活用手法を定めた。これに基づき計画的な建替事業と改善事業を進めている。なお、既存住宅の 1 階及び 2 階の住戸は、高齢者向け改善工事を実施し、浴室内の段差解消や手すりを設置するなど高齢化社会に対応した住宅ストックの整備を進めている。

(9) 新たな住宅セーフティネット制度

高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録、登録住宅の改修や入居者への経済的支援及び住宅確保要配慮者に対する居住支援の 3 つの大きな柱からなる制度である。

(10) 県営住宅の管理

県営住宅は、県内 18 市町村に所在し、その管理戸数は 8,600 戸となっている。

平成 26 年度より、入退去事務、使用料の収納事務、修繕事務などの県営住宅の管理業務に管理代行制度を導入し、大分県住宅供給公社が協定に基づき県営住宅を管理している。

5. 主な当年度事業

・住宅耐震化総合支援事業

- ・住まい守り隊、耐震・アドバイザー派遣制度の継続
- ・令和 4 年度 耐震診断実施件数 160 戸
- ・令和 4 年度 耐震改修実施件数 41 戸
- ・令和 4 年度 ブロック塀等除却実施件数 164 件

・既設県営住宅改善事業

- ・高齢者向け住戸改善 39 戸（寒田西住宅他）

・県営住宅子育て環境整備事業

- ・子育て世帯向け住戸改善 5 戸（下郡住宅他）

施設整備課

1. 業務の概要

施設整備課では、県有建築物を所管する部課からの依頼に基づいて、新築、増改築、改修等の企画、設計及び工事に係る業務を行っている。また、既に建築されている大規模施設及び地方総合庁舎等に対しては、それぞれの行政ニーズに応じた施設機能の維持を目的として、長期的な計画に沿って良質で均衡のとれた保全業務に取り組んでいる。

さらに、県以外の事業主体が実施する国庫補助事業に係る設計及び工事の審査も担当している。

※詳細は「資料編」に記載

2. 施策の方向

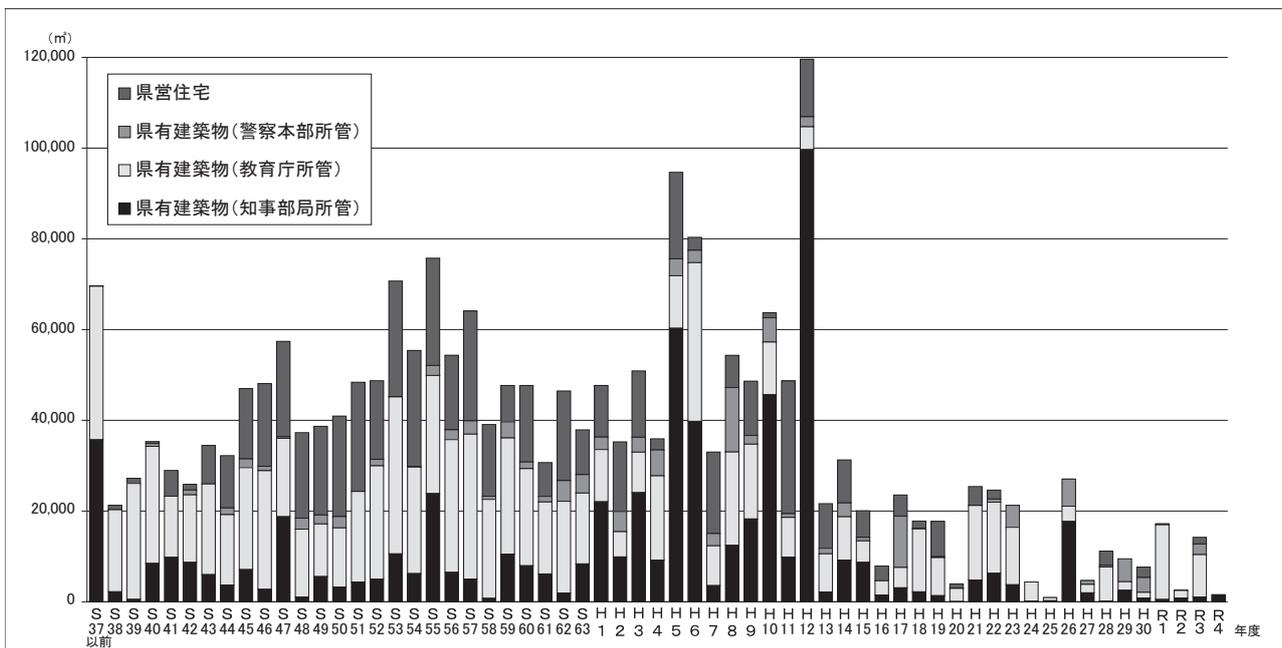
県有施設は、親しみやすく、便利で、かつ安全であることを基本として、それぞれの用途に応じた機能が十分発揮できるよう整備が進められてきた。

また、一方では、少子高齢化等による需要の減少、県民生活の多様化、施設の老朽化対策等、様々な課題に対応したより質の高い社会資本整備が求められている。

県有施設の整備は、量的な充足と機能の確保に加えて、県民共有の資産として優れた建物の整備、長寿命化を図り、県民一人一人が真に安全で安心な暮らしを送ることのできる社会の創造に寄与することが要請されている。

3. 大分県の現状

大分県の県有建築物は約 3,800 棟あり、建設年度別で整理した建築物の保有面積を下のグラフに示す。



4. 施策の概要

(1) 県有建築物防災対策推進事業

昭和 56 年以前に着工された県有建築物について、利用者等の安全を図るため、平成 7 年度から平成 27 年度に 128 棟の耐震診断及び 54 棟の耐震補強工事を実施した。また、災害時の復旧活動の拠点となる県庁舎及び地方総合庁舎等の建築設備の防災対策強化を実施した。

さらに、県有建築物の利用者の安全を確保するため、地震時における天井材の落下防止対策を進めている。

(2) 県庁舎等施設管理業務

県庁舎本館、県庁舎新館、県庁舎別館の 3 庁舎について、以下の施設管理業務を行う。

- ・ 建築、電気、空調、衛生、エレベーター、ガス設備等の日常的な維持・管理業務
- ・ 電気・機械設備の運転・保守管理委託の契約及び監督に関する業務

(3) 営繕事業の受託業務

県有建築物を所管する部署からの依頼に基づき、建築物の調査、企画、設計、工事、工事監理等を行う。

計画にあたっては、全ての人々が利用しやすい施設や建築における脱炭素化への取組など、人と環境にやさしい施設の整備を目指す。

5. 主な当年度事業

(1) 当年度事業概要一覧

事業名	当初予算(千円)	概要
営繕管理費	3,916	営繕工事を適切に執行するための単価更新等
県有建築物防災対策推進事業	1,490,464	県有建築物の吊り天井落下防止対策工事
庁舎営繕費	116,508	県庁舎及び地方総合庁舎等に係る改修等工事並びに県庁舎本館・別館・新館に係る日常的維持管理業務
合計	1,610,888	

(2) 当年度の主な工事

● 種苗生産施設新築工事 (受託事業)

放流用種苗生産施設の生産性向上を図るため、老朽化した種苗生産施設(大分県漁業公社国東事業場)の建替えを行う。

所在地：国東市国東町鶴川

建築概要

・生産棟 (B棟)

RC造+S造 地上1階建

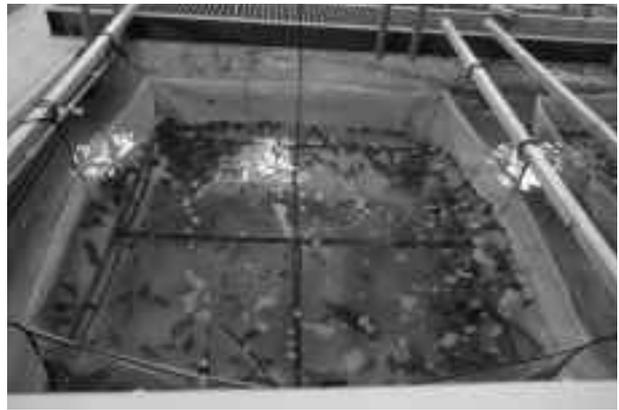
延床面積 1,710㎡



写真は令和4年度完成 生産棟 (A棟)



生産棟 (A棟) 内部



生産棟 (A棟) 水槽

●大分空港海上アクセス整備事業（受託事業）

大分空港へのアクセス向上や地域の活性化を図る目的で、ホーバークラフト再就航に向けた事業を進めており、空港側と西大分地区（大分市側）にターミナルを整備する。

○大分市側ターミナル

所在地：大分市大字駄原

建物概要：（主要な建物）

- ・旅客ターミナル S造 地上2階建 延床面積 995㎡
- ・艇庫 RC造+S造 地上2階建 延床面積 2,612㎡
- ・立体駐車場 S造 地上1階建 延床面積 2,891㎡



写真は令和5年度施工中写真

○空港側ターミナル

所在地：国東市安岐町

建物概要：（主要な建物）

- ・旅客ターミナル 木造 地上1階建 延床面積 287㎡
- ・歩廊 S造 地上1階建 延床面積 168㎡



写真は令和5年度施工中写真

関係機関

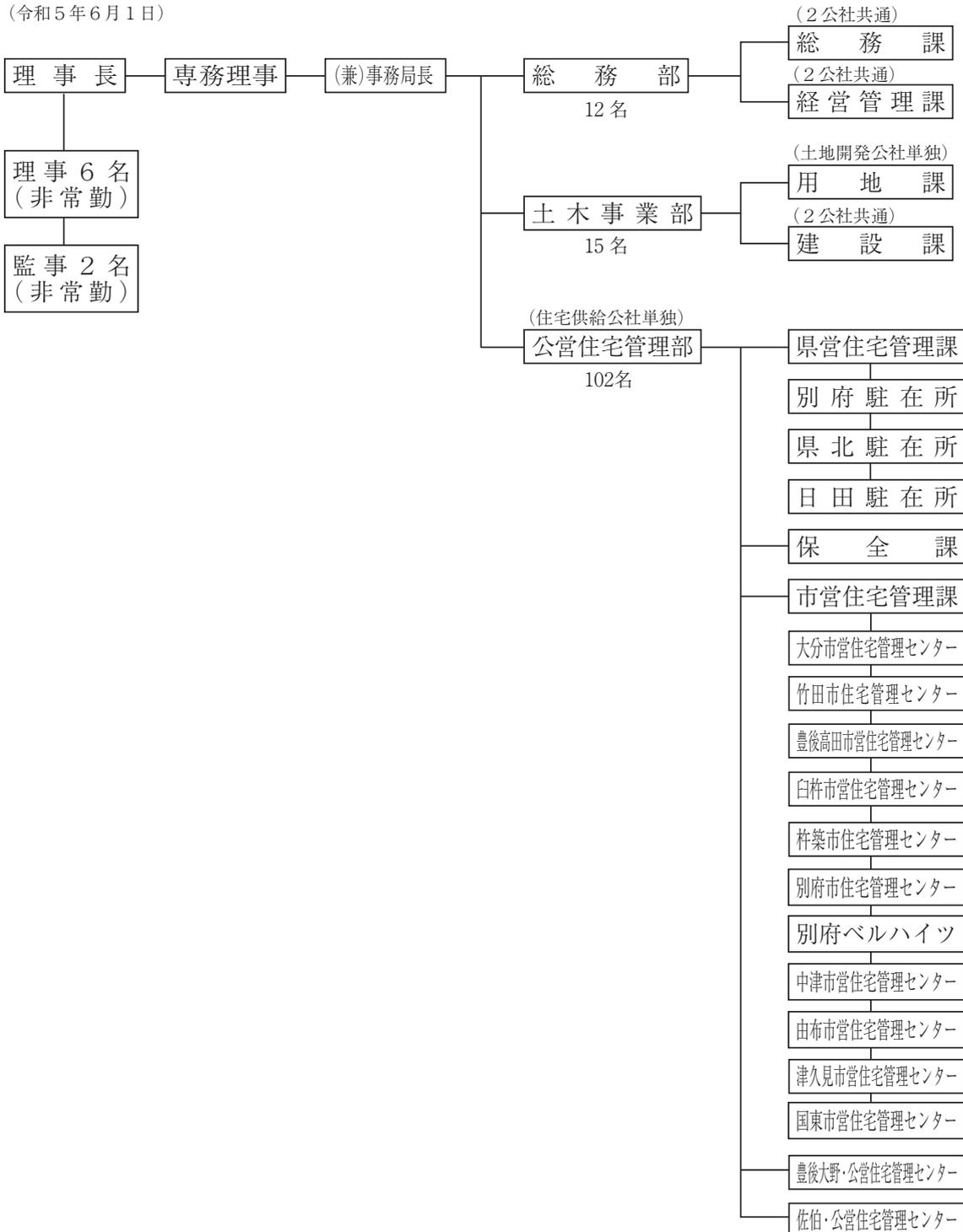
大分県地域づくり機構（住宅供給公社・土地開発公社）

「新行政改革大綱」に基づく公社等外郭団体の共通事務局化の方針により、平成13年度に住宅供給公社等3公社の統合が行われ、統合（共通事務局化）後の職員の一体感等を高めるため、愛称を「大分県地域づくり機構」と定めた。

地域づくり機構として発足して22年が経過し、道路公社が解散して2公社となったが、今後も円滑な事業の推進や人事交流に伴う職員の意識改革、人件費削減などに一層留意し、事業の効率化等に務める。

なお、統合以来、土地開発公社ビルと旧住宅供給公社ビルで業務を行ってきたが、両ビルの老朽化により旧住宅供給公社ビル敷地で新庁舎の建替を進めるため、令和4年10月に旧住宅供給公社ビルで業務を行ってきた公営住宅管理部は土地開発公社ビルに移転した。

（令和5年6月1日）



大分県住宅供給公社

1. 概要

- (1) 法人名 大分県住宅供給公社
- (2) 事務所の所在地 大分市城崎町2丁目3番32号 大分県土地開発公社ビル
TEL (代表) 097-532-5135
(県営) 097-532-5137
(市営) 097-533-1674
- (3) 法人の種類 特別法人
- (4) 設立の根拠法 地方住宅供給公社法
(昭和40年6月10日法律第124号)
- (5) 設立登記年月日 昭和40年9月20日
- (6) 基本財産の額 10,000千円(全額大分県出資)
- (7) 沿革

住宅供給公社は、戦後の住宅難解消のため昭和27年2月2日に設立された財団法人大分県住宅協会をその前身とし、「地方住宅供給公社法」の公布施行により勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として昭和40年9月20日に改組した。

高度経済成長や県都大分市の新産業都市の指定等による人口増加により、増大する住宅需要に対応するため、城南団地をはじめ明野団地や敷戸団地等これまで県内各地において多数の住宅建設及び宅地供給を実施してきた。

そのほかに公社賃貸住宅・利便施設の建設及び管理事業や県営住宅管理等の受託事業を実施してきた。

特に県営住宅管理については、昭和53年度から管理業務を受託し平成18年度からは「指定管理者」として、平成26年度からは「管理代行者」として事業に取り組んでいる。

市営住宅管理については、平成23年度以降、佐伯市、竹田市、豊後高田市、豊後大野市、臼杵市、杵築市、別府市、中津市、由布市、津久見市、そして令和5年4月からは新たに国東市の市営住宅を「管理代行者」として、大分市営住宅の一部を「指定管理者」として業務を実施している。

平成31年4月からは、初の試みとして、県営、市営の窓口を一元化した「豊後大野・公営住宅管理センター」を開設し、令和3年5月からは「佐伯・公営住宅管理センター」を開設した。

2. 業務内容

- (1) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (2) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
- (3) 市街地において公社が行う住宅の建設と一体して商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (4) 住宅の用に供する宅地の造成と併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
- (5) 公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- (7) 公営住宅法に基づき、公営住宅及び共同施設の管理(家賃の決定、金銭の請求等に関することを除く)を事業主体に代わって行うこと

- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、委託により、住宅並びに住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修
- (9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体して建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと

3. 令和5年度事業の概要

(1) 管理受託住宅管理事業

県営住宅管理事業は、平成26年度より「管理代行者」として県下全域8,600戸の県営住宅の入退去・維持管理・家賃収納等の業務を行っており、きめ細かなサービスの提供や更なる家賃収納率の向上に努める。

また、市営住宅管理事業は、佐伯市営住宅、竹田市営住宅、豊後高田市営住宅、豊後大野市営住宅、臼杵市営住宅、杵築市営住宅、別府市営住宅、中津市営住宅、由布市営住宅、津久見市営住宅、国東市営住宅を「管理代行者」として、大分市営住宅の一部を「指定管理者」として実施し、県営住宅と同様、公正かつ公平な住民サービスの提供に努める。

なお、別府市より南部振興開発ビルの管理を受託している。

(2) 賃貸管理事業

公社賃貸住宅106戸、賃貸店舗16施設、賃貸土地等13施設の適正な管理を行う。

(3) 分譲事業

大分空港から約2.5kmに位置する電線類を地中化した「向陽台（国東市武蔵町・安岐町）」分譲団地の販売を行う。

(4) 受託事業

「大分県建築行政業務支援機関」として、市町村等から公共建築物建替工事実施設計業務等を受託する。

また、県教育委員会等から職員住宅、公共施設等の改修工事に係る設計監理業務等を受託し実施する。



大分県土地開発公社

1. 概要

- (1) 法人名 大分県土地開発公社
- (2) 事務所の所在地 大分市城崎町2丁目3番32号 TEL(代表) 097-536-1446
- (3) 法人の種別 特別法人
- (4) 設立の根拠法 公有地の拡大の推進に関する法律
(昭和47年法律第66号)
- (5) 設立登記年月日 昭和48年3月31日
- (6) 基本財産の額 30,000千円(全額大分県出資)
- (7) 沿革

昭和35年10月24日財団法人大分県開発公社(基本財産1,000千円)として発足以来、新産都一期計画の背後地の整備事業用地並びに進出企業のための住宅用地の取得・造成工事及び内陸工業用地の取得等を推進してきた。

昭和48年3月には、「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)」に基づく特別法人大分県土地開発公社として組織改正され、大分自動車道、東九州自動車道及び一般国道、地方道等の道路用地や河川・ダム用地、公園、学校等の公共の用に供する土地の取得造成などに取り組み、また、大分北部中核工業団地、大分インテリジェントタウンや流通業務団地、内陸工業用地として、大分市等のキャノン用地の取得・造成事業や玖珠工業団地の造成事業を実施した。

2. 業務内容

- (1) 道路改良工事及び新設工事に係る土地の取得
- (2) 河川改修工事に係る土地の取得
- (3) 住宅建設に係る土地の取得及び造成
- (4) 学校建設に係る土地の取得及び造成
- (5) 公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、造成及び管理
- (6) 内陸工業用地、流通業務団地、事務所及び店舗等に係る土地の造成事業並びに造成地についての賃貸
- (7) 上記事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に付帯する業務
- (8) その他公共用地の取得に関する調査、測量及び設計

3. 令和5年度事業の概要(単位:千円)

- (1) 公有地取得事業 (3,114,075)
 - 主な事業 ①国道442号(宗方拡幅)(1,078,743)
 - ②庄の原佐野線(下郡工区)(1,040,345)
 - ③南立石亀川線(292,325)
 - ④その他県内各地の公共用地の取得
- (2) 土地造成事業 (1,738)
- (3) あっせん等事業 (228,089)
- (4) 関連施設整備事業 (1,464,697)
- (5) 公有地売却事業 (3,611,588)
- (6) 土地造成売却事業 (208,041)

公益財団法人大分県建設技術センター

1. 目的

良質な社会資本の整備と秩序ある県土づくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心を共有できる社会づくりへの支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

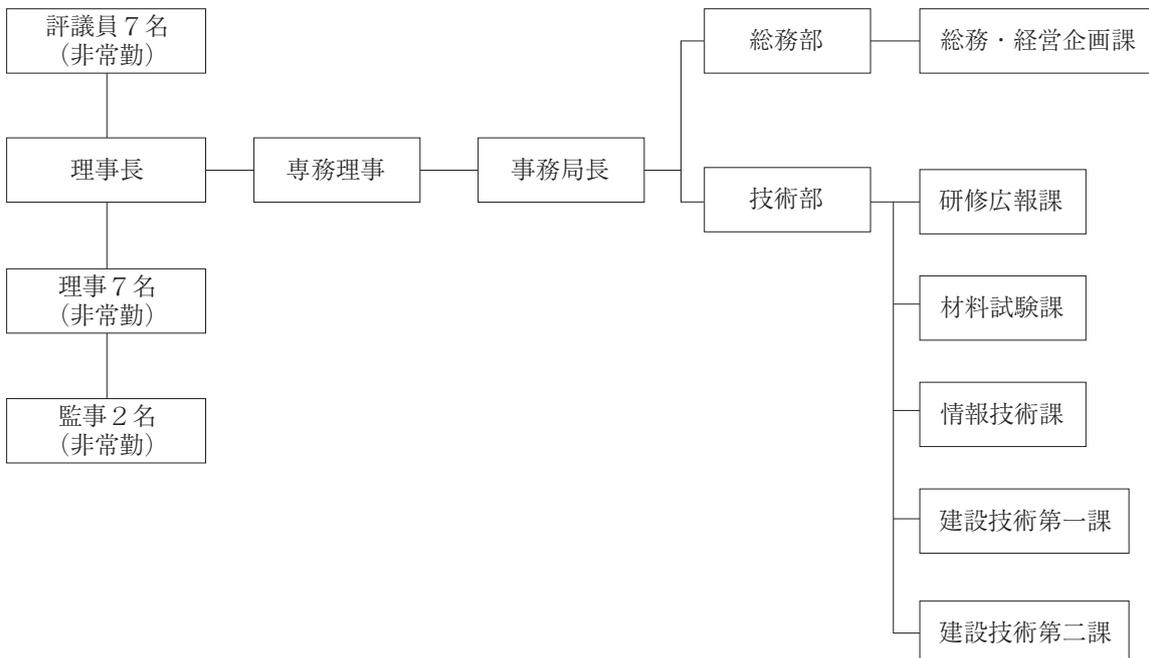
2. 概要

名称	公益財団法人大分県建設技術センター
設立年月日	平成6年4月1日（民法第34条に拠る財団法人として設立）
	平成25年4月1日（公益財団法人へ移行）
基本財産	3,000万円（出捐金 大分県2,000万円 市町村1,000万円）
所在地	総務部・技術部 TEL 097-552-3255 FAX 097-552-3403 〒870-0905 大分市向原西1丁目3番33号 技術部 研修広報課・材料試験課 TEL 097-556-2982 FAX 097-556-3073 〒870-0933 大分市花津留2丁目2番5号 花津留庁舎

3. 事業

- (1) 社会資本の整備及び県土づくりを担う人材育成に向けた技術・技能の研修、普及啓発及び情報提供事業
- (2) 社会資本の整備や維持管理、県土づくり等に関する技術相談及び積算、技術審査、品質監理、検査等に係る支援事業
- (3) 社会資本の品質確保に係る各種材料試験及び調査研究事業
- (4) 社会資本の情報化へ向けての支援事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

4. 組織図



5. 業務内容

5-1. 研修広報事業

(1) 研修事業

■ 当センターは、大分県内の県・市町村・建設業界の土木技術職員の資質向上を図るための研修を実施しています。

■ この計画は、令和5年8月9日現在のものです。都合により、計画を変更することがあります。

(企画・運営：(公財)大分県建設技術センター)

▼専門技術研修

No.	研修名	開催日	時間	受講対象者	階層/ 区分の目安	受講形式	定員		研修会場	オンライン 受講対象者
							会場	オンライン		
1	<新規> 土木行政の基礎知識と建設業・ 建設関連業の役割	5月12日(金)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(1年目) /必修	会場	150	-	大分県庁舎新館 14F大会議室	-
2	土木工事積算の基本	5月18日(木)	13:30～16:30	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	50	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
3	はじめての土木測量	5月25日(木)	10:00～16:00	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	50	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
4	災害復旧実務	6月8日(木) ～6月9日(金)	13:30～16:30 10:00～15:00	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	60	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
5	建築積算研修(RC造編)	6月15日(木)	10:00～16:00	県・市町村職員	-	会場	70	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
6	土石流対策えん堤の計画と設計	6月23日(金)	10:00～15:30	県職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択 砂防担当/必 修	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 測量・設計会社 地質調査会社
7	公共工事の監督・検査	6月27日(火)	13:30～16:10	県・市町村職員	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員
8	<新規> 建設DX(設計・施工編)	6月30日(金)	10:00～15:40	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 測量・設計会社 地質調査会社
9	エンジニアリング・ジャッジメン ト	7月7日(金)	13:30～16:30	県・市町村職員	主査～主幹 (総括)/必修	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員
10	知っておくべき地盤の調査と評価 (民間)	7月12日(水)	9:50～16:20	建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	-	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	測量・設計会社 地質調査会社
11	知っておくべき地盤の調査と評価 (行政)	7月13日(木) ～7月14日(金)	9:50～16:20 9:50～16:20	県・市町村職員	技師・主任/ 必修	会場 オンライン	70	70	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	【1日目のみ】 県・市町村職員
12	実施例に学ぶ施工計画と現場管 理のポイント	7月21日(金)	13:15～16:45	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 測量・設計会社 地質調査会社
13	補強土壁工の調査・設計・施工	7月27日(木)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 測量・設計会社 地質調査会社
14	ミドルマネジメントの強化	8月1日(火)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主査以上/選 択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 測量・設計会社 地質調査会社
15	地盤リスクと斜面・地すべり対策	9月26日(火)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主任・主査/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 測量・設計会社 地質調査会社
16	はじめてみよう!3DCAD(入門 編)	8月17日(木)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場	20	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-

関係機関

No.	研修名	開催日	時間	受講対象者	階層/ 区分の目安*	受講形式	定員		研修会場	オンライン 受講対象者
							会場	オンライン		
17	<新規> はじめてみよう! 3DCAD (応用編)	8月18日(金)	10:00 ~ 16:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場	20	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
18	<新規> 土木材料と品質管理【舗装編】	8月25日(金)	10:30 ~ 16:00	県・市町村職員	技師・主任/ 選択	会場	20	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
19	現場のマネジメントと安全管理	9月1日(金)	10:00 ~ 16:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 必修	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 測量・設計会社 地質調査会社
20	必ず身につくコンクリートの基礎 知識(民間)	9月7日(木)	10:00 ~ 16:00	建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	-	会場	70	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
21	必ず身につくコンクリートの基礎 知識(行政)	9月8日(金)	10:00 ~ 16:00	県・市町村職員	技師・主任/ 選択	会場	70	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
22	技術者として必要なコミュニケー ション力のスキルアップセミナー	9月15日(金)	13:30 ~ 16:30	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(1年目) /必修 全階層/特別	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 測量・設計会社 地質調査会社
23	道路の計画と設計	9月22日(金)	10:00 ~ 16:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 必修	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 測量・設計会社 地質調査会社
24	土木技術者のための VE ワーク ショップ	***調整中***	9:00 ~ 17:00 9:00 ~ 17:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(3年目) /必修 全階層/任意	会場	25	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
25	河川環境と景観	10月18日(水)	10:00 ~ 15:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主任・主査/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社
26	土木工事積算演習【基礎編】(県 職員)	10月12日(木)	10:00 ~ 16:00	県職員	新任(1年目) /必修	会場	30	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
27	土木工事積算演習【基礎編】(市 町村職員)	10月13日(金)	10:00 ~ 16:00	市町村職員	-	会場	30	-	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	-
28	インフラ点検のポイント【橋梁・ トンネル】	10月20日(金)	13:30 ~ 16:30	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社
29	インフラ点検・診断実地研修【ト ンネル】	10月27日(金)	9:30 ~ 16:00	県・市町村職員	技師・主任/ 選択	会場	20	-	【点検実習】未定 【模擬診断】花津留庁舎	-
30	補修・補強工事の実際と解説	11月1日(水)	10:00 ~ 16:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社
31	若手技術者のための土木構造物 設計(入門編)	11月10日(金)	10:00 ~ 16:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社
32	橋梁の計画から施工まで	11月17日(金)	10:00 ~ 16:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 必修	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社
33	アスファルト舗装技術	11月30日(木)	10:00 ~ 16:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社
34	中堅技術者のための土木構造物 設計(応用編)	12月8日(金)	10:00 ~ 16:00	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主任・主査/ 選択	会場 オンライン	70	100	大分県建設技術センター 花津留庁舎 研修室	県・市町村職員 建設会社 (土木) 測量・設計会社 地質調査会社
							2,085	1,970		

* 1 階層/区分の目安: 大分県土木建築部人材育成計画により定められたもの

▼一般県民向け研修

	研 修 名	開催日	時 刻	受講対象者	会 場	定員
1	コンクリートの不思議（1回目）	10/28（土）	—	南大分小学校生徒	南大分小学校	20名
2	コンクリートの不思議（2回目）	未定	—	未定	未定	20名
3	コンクリートの不思議（3回目）	未定	—	未定	未定	20名

●所在地

（公財）大分県建設技術センター研修棟（〒870-0933 大分市花津留 2-2-5）

<https://sites.google.com/view/oitacontech-seminar>（TEL）097-556-2982

- （2）新規採用土木技術職員研修 県及び市町村の新規採用土木技術職員等を対象に、早期に活躍できるよう基礎的、実務的な知識・能力を習得させるため、積算及び災害復旧等の個別指導を行う。
- （3）長期建設技術実務研修 市町村技術職員を対象に資質の向上並びに専門的な知識及び技術の習得を図り、もって市町村建設行政の能率的な運営に資する目的で長期（1年以内）の実務研修を実施する。
なお、実施にあたっては、センターが人件費を含む研修費用を負担して派遣元が研修生を出しやすい環境を提供する（令和5年度は、日田市1名）。
- （4）講師派遣事業 建設関係団体や地域住民グループの要請に基づき、社会資本整備推進や技術者の育成に取り組むため、講師等としてセンター職員を派遣する。
- （5）広報事業 土木技術等に関する情報の収集、発信を行う。また、一般県民への見学会を開催するなど、産学官連携を通じて建設事業に対する一般県民の理解の促進を図る。

5-2. 土木積算等技術支援事業

- （1）技術審査・積算支援事業 設計時の技術的課題に対する専門の見地からの助言および設計成果の審査技術的難易度の高い工事設計書の積算を支援
- （2）品質監理支援事業 公共工事の品質・出来形・安全・工程・施工体制に関する総合的な施工監理の支援
- （3）災害等緊急時支援事業 災害復旧の調査設計に係る技術指導、助言
査定設計書および査定後の工事設計書の積算を支援
大分県防災エキスパート技術者派遣制度による支援
- （4）資料作成支援事業 道路台帳調製管理等、各種資料の作成を支援

5-3. 建設材料試験、審査事業

- （1）建設材料試験事業 公共土木施設等の耐久性や安全性等の品質を確保するため、県内唯一の公的試験機関として県の品質管理基準に定める各種建設材料の試験を行う。
①コンクリート試験 ②鋼材試験 ③骨材試験 ④土質試験 ⑤アスファルト試験
- （2）アスファルト混合物
事前審査事業 公共工事等に使用するアスファルト混合物の品質向上を目的に県内唯一の公的試験機関として同混合物の事前審査及び品質の認定を行う。
①密度試験 ②マーシャル安定度試験 ③アスファルト抽出試験
④ふるい分け試験 ⑤ホイールトラッキング試験

5-4. 情報化支援事業

- (1) 情報化技術・教育支援事業 公共事業に情報化技術を活用し効率化を図る CALS / EC の導入、運用支援を行う。
- ① CALS / EC 普及支援
 - ② IT 教育研修
 - ③ CALS / EC 関連システムの運用、保守
- (2) 積算システム運用事業 公共調達の適切な入札・契約に資するため、地方自治体が発注する工事、委託業務の費用算出システム（県市町村共同利用型積算システム）に関する運用保守等を行う。

5-5. その他

- (1) 市町村よろず技術相談 これまで培った知識・経験をもとに、公共工事に携わる職員の「困った」を解決するための手助けとなる市町村よろず支援を開設した。専門スタッフが無料で相談に乗る。

サイトのお問い合わせフォームより、
いつでもご相談ください！



担当：技術部 鷺見（すみ）・阿部（あべ）・戸高（とだか）・
高橋（たかはし）・佐藤（さとう）